

第3回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和元年9月12日（木）

午前 9時30分 開 会

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

昨日の高橋和子議員の一般質問で、除雪機の台数について総務課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

総務課長。

総務課長 おはようございます。昨日の議案第3号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）の審議において、高橋和子議員さんからの質問において答弁保留しておりました除雪機の台数についてお答えいたします。

平成30年度末の町保有の歩行型除雪機の台数については19台であります。

以上です。

委員長 ただいまから平成30年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会いたします。

細井町長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本委員会に付託されました議案は、認定第1号から認定第9号までの平成30年度各会計決算の9案件であります。

審査は、本会議において指示されております日程で終えたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。本日から18日までの審査日程で会議を開きたいと思っております。

なお、委員会においては質疑の回数制限はありませんので、許可を得て十分質疑をしていただきたいと思っておりますが、質問事項、答弁事項は簡潔明瞭をお願いいたします。

本日は総務課、企画課、ふるさと振興課、観

光商工課、町民課の審査を、13日は健康福祉課、税務課、さわうち病院、農業委員会、農業振興課の審査を、14日から16日は休会とし、17日は学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課、林業振興課の審査を、18日は会計課を含め総括的な質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議がないようですので、そのように審査を進めます。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、18日に行う総括質疑にあつては、複数の款に関係する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととしますので、これにご協力をお願いします。

町長から提出されております説明員については、各課とも課長代理までとしております。答弁に当たって、推進監、課長代理に発言させる場合にはその旨を質問者に告げていただき、答弁する者は挙手し、私が指名してから答弁するようにしてください。

なお、健康福祉課と観光商工課の審査は、それぞれの課が所管する特別会計も対象となりますし、税務課には国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の審査の際も出席していただきますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、これより審査に入りますが、本日は6つの課の審査を行う予定となっております。委員各位におかれましては、決算審査特別委員会の日程表に記載された審査対象課の所管する款や会計を参考にして質疑していただきますよう、ご協力をお願いします。

委員各位も質問する内容についてはあらかじめ

め調べておられることと思いますが、担当課長から所管する事業や、それに付随する財源等の歳入決算額について簡単に説明していただきたいと思います。

それでは、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金であります。

総務課長から事業の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 それでは、私のほうから総務課の決算の概要について説明いたします。

総務課の決算については、一般会計の2款、3款、4款、9款、13款になります。資料として総務課が所管する部分を抜粋した決算書を配付しております。最初に総務課分、次に選挙管理委員会分となっております。また、総務課所管事業一覧及び選挙管理委員会所管事業一覧を配付しております。これは、事業ごとに執行額、決算書ページ、抜粋した決算書ページ、決算附属資料ページ、加えて特定財源となる歳入の決算書ページ、歳入名称を記載したものであります。

それでは、抜粋した決算書に基づき、歳出を中心に説明いたします。初めに、2款総務費についてです。1ページから6ページの2款1項1目一般管理費は、二役人件費、職員人件費、旅費、交際費、コピー機、印刷の用紙代、電話料、町例規関係の委託料、使用料等であります。

5ページから8ページの2款1項5目財産管理費は、湯田庁舎及び公用車等の維持管理費であります。湯田庁舎駐車場路面補修、電気室キュービクル改修などを行っております。また、13節、個別施設計画策定業務委託料1,004万4,000円においては、沢内庁舎、湯田庁舎など6施設の公共施設個別施設計画作成に係る業務委託料となっております。

7ページ、8ページの2款1項6目企画費は、庁内のネットワークシステムのうち住民情報系を除いたネットワークシステム機器の保守業務

委託料、賃借料等となります。

次に、3款民生費についてです。7ページから10ページの3款5項1目災害救助費は、大槌町に派遣した職員に係る人件費となります。なお、この経費については歳入の12款2項2目民生費負担金において大槌町から負担していただいております。

次に、4款衛生費についてです。9ページ、10ページの4款1項5目保健センター費は、保健センターの維持費となります。

次に、9款消防費についてです。9ページから12ページの9款1項1目非常備消防費は、消防団員報酬など消防団員及び婦人消防協力隊に係る費用並びに消防車両に係る経費となります。18節備品購入費では、団員用の被服及び防火衣等の購入をしております。

11ページ、12ページの常備消防費は、北上地区消防組合への負担金であります。30年度は、北上地区消防組合が実施主体となり、西和賀消防署建設に係る建築設計業務委託及び敷地造成工事を実施しております。

11ページから14ページの消防施設費では、消防団第3分団第3部の屯所及び小型動力ポンプつき積載車の更新を行っております。なお、更新に当たっては歳入の21款1項4目消防債、過疎対策事業債を財源として実施したものであります。

13ページから16ページの防災対策費では、歳入の21款1項4目消防債、緊急防災減災事業債財源とし、全国瞬時警報システム機器の更新を図っております。

次に、15ページ、16ページの13款諸支出金についてですが、30年度中に普通財産の取得がありませんので、決算額はゼロとなっております。

続いて、選挙管理委員会分について説明いたします。選挙管理委員会分の1ページ、2ページになります。2款4項選挙費については、30年度中に選挙執行はなかったことから、選挙管理委員会に係る経費の決算となっております。

以上で総務課の決算の概要について説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 おはようございます。決算資料の6ページ、個別施設計画作成委託料1,004万4,000円というような数字で記載をされておりますが、これは6施設分についての個別計画ということで、ホームページでその詳細計画についてはダウンロードして見れるというものだというふうに思いますが、この計画はこれまでも公共施設のあり方というような議論の中で、個別計画を立てて、そして今後の施設の廃止、あるいは統廃合も含めた検討材料にするということでご答弁をいただいているというふうに私は感じるわけですが、事前に議会にそういう計画を3月に作成して、説明もされていないわけですが、その計画を見ると建築物の耐用年数80年ということで、80年に向けた修繕というような形で計画をされておりますが、これは6施設については個別計画にのっとり修繕をして、これからも利用していくということなのか、これを参考に統廃合、廃止も含めたそういうことのたたき台とするということなのか。何も特に説明もないので、ダウンロードしてみると、なし崩しにもう施設は修繕をかけながら、更新をかけながら使っていくのだというふうな、そういうふうな感じに見えるのですが、その辺の考え方はどうかということと。

もう一つ、附属資料の総務課の137ページ、職員研修状況ということで、町単独の研修からいろいろな団体の中での研修をして、受講人数が記載をされております。これは、個人的には職員の人材育成という部分では非常に大賛成なわけですが、この講習に行って、例えば職員がスキルアップをして、30年度に行った研修ですから、31年度で業務改善につながっているかという、その辺についてはどのようにかんが

えていますか。

委員長 総務課長。

総務課長 初めに、個別施設計画に関する質問についてお答えいたします。個別施設計画については、劣化調査を踏まえ、それぞれの施設ごとに建築後80年を目標年として、安全で良好な状態を維持し、長寿命化を図るために必要な改修工事、更新等を項目別、年度別に積算し、取りまとめているものであります。これについてはこの計画を、長期修繕計画表を多分ごらんになってのご質問と思えますけれども、建築物系の施設の維持管理については、これまでの損傷が明らかになってから修繕等を行う事後保全型の維持管理ではなく、修繕等を計画的に行う予防保全型の維持管理を基本として作成しているものでありますので、更新等の期間についてはそれぞれの耐用年数に応じて更新をしていくというふうな計画の内容になっております。

次に、この調査において今後どのようにしていくかという部分についてお答えいたします。まず、沢内庁舎の開発総合センターに関してですけれども、こちらについては劣化調査において劣化状況がひどく、早急に対策を講じなければならない部分が多々あるということで、その修繕費用がそちらの修繕計画のほうにも掲載されております。同様に老人福祉センター、湯田庁舎、それぞれに早期に修繕する部分については令和2年度の部分にその修繕に係る費用等を掲載しているものです。

今回この計画を受けて、一番早急に取り組まなければならない点については、やはり湯田庁舎、沢内庁舎の劣化状況がひどい状況にあることから、この庁舎をこのまま維持していくのか、あるいはそれ以外の手だてを講じるのか、その辺のところを庁舎のあり方ということで、庁内組織ではありますが、検討会を立ち上げて検討しているところであります。今回の個別施設計画の資料を当然参考として、今庁舎のあり方の検討会を進めているところであります。

職員研修に関する答弁は、新田課長代理のほうから答弁いたします。

委員長 新田課長代理。

総務課長代理 それでは、研修の状況のご質問について、私のほうから答弁したいと思います。

職員研修が全て業務改善のほうにつながっているかというような内容のご質問だったかと思いますが、今実施している職員研修についてはほぼ階層別研修と、それから専門研修ということで、まず基本的な階層、例えば主事から主任に上がったり、主任から主査に上がったり、課長になったときにそれぞれそのときに求めるスキルですとか、それから部下に対して指導するとかという、そういう基本的なところの研修だったり、それから専門研修についてはそれぞれ新しいところに人事異動したときに専門的な、基礎的なところを学ぶという研修が主になっております。そのため、全てが業務の改善にというわけではなくて、どちらかというところ基礎的な研修を学んでいるというところになります。

ただ、奥州市と、それから北上市と金ケ崎町でやっております定住自立圏の構成団体による研修の中では、タイムマネジメント研修とかということで、いろいろそういう研修も実施されておりますので、少しずつそのような業務改善になる基本的な知識を学ぶというところも今学んでいるところではあります。

委員長 淀川豊君。

10番 個別施設の計画、これからの進め方については、特にも沢内庁舎、湯田庁舎については検討委員会で今お話をしているということで、これちょっと確認ですが、沢内庁舎、施設の修繕あるいは更新以外の部分で、耐震工事にはまずおよそ3億円かかるということ、そして老人福祉センターの平成32年度の改修及び更新工事に1億7,000万かかるということの計画でよろしいですか。その確認と。

職員研修については、これは先ほども言いま

したが、私はやらないほうがいいということではなくて、大いにやってスキルアップをしていただいて、業務改善につなげていただきたいというふうに思うところでありまして。かなり行政の職員に対しては町民の目も厳しい目で見られております。また、予算が少なくなってきた、いろいろ予算措置できないというような説明をしながら、こういう研修をしているわけですから、もう少し研修をした成果というか、どこに結びついていくかというところは、今まではこういう形でやってきたかもしれませんが、今後やはり財政が厳しくなる中ではその成果というところを明確にしながら人材育成をしていかないと。これを見ると、語弊がありますが、研修をやったことが目的で、実は人材育成で業務改善等につながるものが研修をやる目的であるはずなのに、例えば受講人数だろうが、そういうことではなくて、やはり少しその辺を明確にしてやっていただければなというふうに思います。

委員長 総務課長。

総務課長 研修関係のほうから先に答弁させていただきます。新田課長代理のほうから答弁いたします。

委員長 新田課長代理。

総務課長代理 それでは、先ほど研修の業務改善に向けて明確に研修のほうを進めたほうがよろしいのではないかとご意見等もいただいたと思いますが、まずその研修の目的をまず町としてもいろいろと総務のほうでも明確にしながら、職員のほうに受講していただくというのも引き続き進めながら、またその業務改善だとか、能力を上げて業務改善をするということにもちょっと視点を向けて、今後研修の計画等に反映させていきたいと考えております。

委員長 総務課長。

総務課長 個別施設計画の関係についてお答えいたします。

最初に、開発総合センター分についてですけれども、内容については耐震改修で2,000万と

いう数値と、あと施設の全面改修の部分がありますので、その期間中に庁舎を仮設のプレハブで対応するという部分が2億6,000万ほど計上されております。なので、この計画では全面改修を行って、その期間は仮設のプレハブで対応するというふうな内容になっております。

老人福祉センターについては、防水更新工事等、そのような改修工事が何カ所かありますので、それらで1億7,000万ほどというふうな数値になっております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 私、この総務課所管事業一覧のほうわかりやすいと思いますけれども、常備消防費と、それから消防施設費に関してですけれども、考え方を伺うものですが、これ起債を使って幾らでもということをやっているわけですが、今後の考え方としては、やはりかなり消防署建設というのは負担が大きい分あるので、屯所、それから小型ポンプ、このやりくりというのを少し考えていくほうが良いと思うのですが、その辺の考え方と、これも更新とかそういうものも絡んでくるのか。そして、過疎対策事業債というものを絡めていったときにどういうふうな状況になるのか、その辺をお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 消防屯所等についてのお答えとなります。

消防屯所なり、それぞれに小型動力ポンプつき積載車、ポンプ車等を配備しておりますけれども、それらについては消防団も頑張って人数をふやそうとしていますけれども、どうしても団員数も減少といますか、横ばいでふえる要素がちょっと見えない状況にありまして、消防団幹部会議等においても部の再編というか、そういうふうな形で経費の削減についても検討しているところでもあります。

それとあと、屯所の整備、小型動力ポンプつ

き積載車等については、先ほどの部の再編等も絡めまして、消防団幹部会議等においてそれぞれの更新年度等を考慮しながら、計画的に整備は当然していかなければならないものと考えております。さらに財源としましては、やはり交付税バックもあります過疎対策事業債を中心として、その財源で整備を進めていきたいというふうな考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 一回に多額の返済等も出てくるので、やっぱり計画的に、それから屯所、ポンプの積載車が毎年更新しなくてはいけないような状況なのかというあたりはきちっと判断して、その辺を計画的に意見を聞きながら進めていただければと思います。

あと、もう一つですけれども、決算書の139ページの備品なので、今回すごく暑かったわけで、その管理の状況はどういうことかなと思います。それと、今までの備品の数もこの際お伺いしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 確認ですけれども、決算書の139ページの備品購入の消火栓、消火用……

委員長 刈田敏君。

1番 141ページの防災用備品についての管理体制と、それから今回のこの予算の中身と、これまでの備品の数等をお知らせいただければと。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

141ページの備品購入費については、防災用備品ということで防災吏員用被服と、あとはコピー機になっております。備蓄食料等の関係ですと、11の需用費の9・1・4・11節、消耗品費のほうに備蓄用の保存水、飲料水、食料等の購入がそこに計上されております。そちらの備蓄品については常温保存が可能なものでありますので、現在湯田庁舎、沢内庁舎2カ所にそれぞれ保存しておりますので、管理状態はよいとい

うふうに考えております。

委員長 刈田敏君。

1 番 数等をお知らせ願います。

委員長 総務課長。

総務課長 平成30年度の購入分についてお答えいたします。

飲料水については、1本当たり0.5リットルですけれども、これが1,728本、食料としてアルファ米ですけれども、1,300食、あと携帯トイレ600個、これを平成30年度に購入しております。

以上です。

委員長 総務課長。

総務課長 失礼しました。先ほどお答えした数字が29年度からの今現在累計の数字になっております。30年度分が保存水が864購入、食料については650購入、携帯トイレについては300購入という実績になっております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 29年度からですから、まだもつものはもつと思うのですけれども、考え方としては、やはり更新になるあたりのものをどのようにするかということでも検討なされているわけですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

保存水については、賞味期限が10年となっております。食料については5年、携帯トイレについては10年というふうな保存期限といいますか、そういう形になっておりますので、期限が切れる前に在庫として持っている部分については防災訓練等で使用していただくような形で、期限が切れる前にまた更新というふうな形で対応していきたいと考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 最後になりますけれども、最終的にこの備品というのは、今あるように湯田庁舎と沢内

庁舎に置くということですか。新たにできる消防署にも置くということなのか、その辺をお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

備蓄品の保存場所についてですけれども、まだ西和賀消防署さんと協議をしておりませんので、これから協議をして、可能であれば3カ所というふうな考え方もあろうかと思っております。消防署とその点については協議を進めたいと考えております。

委員長 高橋宏君。

8 番 私からは、先ほど同僚委員も質問しました個別計画の作成業務委託で1,000万円ということについて、もう一度意見も含めてお聞きしますけれども、これ考え方だと思うのですけれども、先ほど検討委員会つくっているというように、このことは庁舎をどうするかということにかかわってくるのだと思います。今までの議会でもさまざま同僚の議員さんたちが質問していることですが、庁舎を新しい庁舎にするか、分庁舎のままでいくかという議論を先にできていれば、これ今回4施設か5施設調査しての金額だと思うのですけれども、もしかすると壊すかもしれないところにも調査が入っていると。補修も何もしないけれども、やはり調査費はこの金額かかってくる。最初に、では建てようということであって、壊すということであれば調査する必要がないわけで、分庁舎にするか、新しい庁舎にするかの判断のためにこれを行ったという考えもあるかもしれないのですけれども、お金をかけない方法を考えたときには、やはり最初にビジョンといいますか、そういうものを持って進めたほうが削れるところは削れるのではないかなと思います。

あと、もう一つなのですけれども、これは決算の附属資料の54ページに消防団協力事業所の認定数がゼロとあるのですけれども、これはどういう要件があれば協力事業所が認定されるの

かという、その条件についてお聞きいたします。
委員長 総務課長。

総務課長 個別施設計画の関係についてお答えいたします。

今回沢内庁舎の開発総合センター、老人福祉センター、あと湯田庁舎、あと銀河ホール、Uホールで劣化調査を除きで、沢内病院の6施設を今回予算をいただいて実施したところであります。特に庁舎に関しては先ほどお話あったとおり、新しく庁舎を建てるか、分庁舎のままていくのか、その方向性を初めに検討したほうが予算削減につながったのではないかというご意見がありましたけれども、今回行った経緯としましては、やはり現在の庁舎の劣化状況をまず町のほうで把握して、それを維持していくためにはどの程度の金額がかかるのか、その辺を判断材料としたいということで、今回の劣化調査及び個別施設計画を行ったものです。私ども職員ではそういうふうな知識等もございませんので、その辺については専門家の方に評価していただいて、現状のまま維持する場合はお金が幾らかかる、それでもそのまま庁舎といいますか、建物を維持していくのか、それともそれ以外の方法になるのか、そこら辺の判断をするために今回このような形で個別施設計画を作成したところであります。

消防の関係については、高橋課長代理のほうからお答えいたします。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 消防団協力事業所の認定の条件等についてお答えをいたします。

この協力事業所につきましては、実は今ゼロ件ということになっておりますが、当初この事業所の認定を始めたころには1件業者さんが認定をされておりました。認定の条件としましては、まず消防団員を雇用されていること、あとは消防団の活動に理解をいただけるということでございます。これに関しては、いついかなるときに災害が発生して消防団員さんが出動しな

ければならないといった状況において、仕事、職場のほうに迷惑をかけるといったようなこともございます。そういうことに関して消防団員が活動しやすいようにということで、業者さん、事業所さんのほうに理解をいただいて認定するというようなものになっております。この事業所に認定されれば、その業者さんにも入札の点数といえますか、そういったところで県のほうになりますけれども、メリットがあるということでございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 この個別診断については昨日からいろいろお話出ているのですけれども、役場さんのほうの説明だと、きのうから事後から予防への診断のほうに変わっているのだということで、一見聞くと予算をかけないでというふう聞こえます。壊れてからよりも、最初に診断をしてやったほうがお金がかからないというふうにも聞こえるのですけれども、先ほど言ったようにやり方によってはお金がかかってしまうという場合もあると思うので、その辺の判断をしながら進めていただきたいと思いますし、私はちょっとこの調査の結果についてダウンロードできていませんので、できれば資料をいただきたいと思うので、よろしく願いいたします。

あと、事業所について聞いたのは、私も消防団員ですので、以前はというか、今もですけれども、個別の家を回って消防団員の加入に歩きます。以前ですと、その家の家主さんがお子さんに対して「入らなきゃいけないんだ」と言えば「はい」という形で入ってくれたのですけれども、なかなか今はそういう時代ではありません。本人の希望というのが優先されますし、そうするとなかなか土日に行事の多い消防団にはと二の足を踏んでしまう方が多いです。先ほど言いましたように、そういう中で言うと事業所さんからの協力はこれから欠かせないだろうなと思います。他市町村だと消防団員にポイント

ということで、公共施設を使う場合安く使えるとか、ポイントを与えるとかということもあるのですが、この地域はなかなかどこにいても広範囲ですので、それも同時に進めていただきたいと同時に、事業所さんへのメリットというのを拡充していただいて、事業所さんのほうから従業員に進んで入るのだよと、そうすることによってその本人もですし、事業所にとってもメリットがあるというようなことを進めてもらわないとなかなか消防団員の確保が難しいので、そういう意味でお聞きしました。

入札メリットというのは県ということでしたので、なかなかここだけでは取り組めるものではないかもしれませんが、近隣市町村さんも同じような悩みを抱えていると思いますので、何とか事業所へのメリットがふえるような対策は近隣市町村と協力しながら新しいとか、そういう検討というようなことはなされていないのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

個別施設計画の関係で、長期修繕計画表の部分についてのお話かと思いますが、この点に関しましては、目標としては建築後80年間維持するためにこのような管理の仕方をしていくのがベストというふうな考え方で私どもも捉えております。しかしながら、これは更新時期等については決められた形で年数で設定されておりますので、それについてもやはりこちらのほうでも更新等については今後もこれをもとに検討は進めていくべきかなというふうにも考えております。

あと、資料のほうについては配付をしたいと思いますが、ちょっと準備する時間が欲しいので、きょうじゅうにはお届けするようになりたいと思います。

消防関係は、高橋代理のほうから回答いたします。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 消防団員がふえるようなメリットというか、そういうふうな施策ということでございますが、やはり全国的に消防団員の活動というのは基本は火災消火、消防署員の支援というようなことになっているのですが、特に西和賀の場合だと遭難であったり、全国的にというか、消防団員の活動として災害時以外にも消防演習であるとか操法大会、また河川の水防訓練とか、さまざま多岐にわたっております。こういうのを踏まえて、消防団員の出動手当を上げてあげるといような処遇改善を始めている市町村もございまして、そういった例を参考にしながら検討していきたいと思っておりますし、特に先ほど委員さんからお話がありました土日の消防団員の訓練、活動といった点について、ほかの消防団では例えばそういうものを減らしていくというふうにする消防団もございまして、そういうのも含めて総合的に消防団員が入りやすいような、活動しやすいような体制をつくっていければなというふうにご考えております。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 今消防団員のことが話に出ましたけれども、139ページにありますように消防団員の不足数が86人ということで、今課長代理から若干話もあつたのですが、全国的に消防団員のなり手が不足しているという部分、いろんな要素はあることはそのとおりであります。その中で特にこのごろ、これは県議会でも若干話題になっているようであり、ほかの自治体からも聞いたことはあるのですが、特に消防の操法競技会、私も消防の操作員15年やって、その意義の大事さ、必要性というのは重々承知しておりますけれども、今の消防団員のなり手の不足のかなりの大きな部分が、新団員に入れば操作員をやらされると、特に若い人たちはそれを強要される部分がかなり大きなネックになっているというようなことを耳にしたりするわけで、操法、消防器具の操作する練度を高めるという

部分については異を唱えるところではありませんし、ですがこの競技会のあり方というものをもう少し根本から協議しながら、そのことが負担になって団員になれないというのは大きなネックの要因になるとすれば、少し協議する必要があるのではないかなということをつくづく感じるものですから、特に西和賀の場合は火災件数自体が少ないわけでありまして、実際に消防の操作、ポンプの操作、要らないというわけでは決してありませんよ。その重要性は重々わかるのですが、それらが団員の加入の大きなネックになっているとすれば、その競技会のあり方というものをいろんな角度から検討してみる必要がある、そういう時代ではないかなということをおもうので、そのことを申し上げ、当局の一応の考え方なりあれば聞きたいと思いたす。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

消防団員のなり手がなくて不足しているというふうなことが、これが操法競技会がネックになっているというふうなお話もあろうかとは思いますが、まず消防操法競技会については全国大会、県大会、支部大会、そういうふうな町の大会から上位の大会までつながっているものでありますし、これまでの歴史も当然あります。なので、今すぐに競技会についてあれこれ検討して、結論とかはなかなか出づらなものかなとは思いますが、消防団幹部会等でその部分についてのそのような事例があるかどうか、そういうふうな点もやはり調査といいますか、聞き取りなどをして、幹部会議のほうでも当然協議していただくことになろうかと思いたすし、そういうふうな状況が仮にあるとすればこちらのほうでも、町のほうでも操法大会の実施方法等についても検討はしていくべきかなというふうには考えております。ただ、町独自でというのはなかなか難しいところがあると思いたすので、他の町村の実例等も踏まえて

して、協議を進めていきたいというふうに考えております。

委員長 深澤重勝君。

7番 先ほど申し上げたように、操法の大事さ、繰り返しになりますが、私も操作員15年やって、その大事さという、競技会の全国大会までというようなことは、重々そのことは承知しておりますが、やはりこれに限らずなのですけれども、さまざま時代の変遷、時代の変化、あるいはそれぞれの時代に生きる人の意識の違い、いろんな部分があると思うので、それらを何十年も同じ形態で維持できるかということも考えてみなければならぬ大きな要素であろうということをおえて申し上げておきたいというふうにお思いたす。

現に去年か今年度ですか、操法に一部出場できなかったという事態も既に発生しているわけでありまして。ということは、出場するのだけれども、ぎりぎりの要件の分団なり部もあるというふうなことも当然考えられるわけでありまして、そのあたりは柔軟な思いで、あるいは全国大会まで行くとすれば全分団の全部の予選ではなくて、あるいはそれぞれに目標とする部分の希望のある部なり分団なり、あるいは西和賀町で1チームを編成して全国大会に出すとか、さまざまな方法あると思うので、それらは柔軟な思いで検討する時期にそろそろ来ているのではないかなということをおもうので、そのことを申し上げておきたいと。

以上です。

委員長 答弁は。

7番 それでは、答弁を求めるのはあれだ。

委員長 総務課長。

総務課長 ただいまの委員さんからのご意見、こちらのほうでも十分にそのお声を聞き入れて、こちらの消防団幹部会議等で検討を進めていきたいと思いたす。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 2点についてお伺いします。

1点は、先ほど最初に同僚委員が質問しました職員の研修なのですが、私はこの研修、企画課と総務課と分けて機構改革、組織改革したとき、町長がお話しになったのは人づくりのため、人材育成ということで、中身が十分わからなくて、特別なことが行われるのかなと思っておりました。お伺いしておりますと職員の研修が、そこがまずスタートということなのかもしれませんが、その点は職員の研修ということだったので、それ町長にお伺いしたいです。もし職員の研修ということであれば、職員のどの点点が不備のために機構改革して、力を入れて研修をさせる、その原因というか、必要性があったのだらうと思いますが、そこをひとつお伺いしたいと思っております。

それから、もう一点は災害についてですが、非常に災害の度合いが全国的に厳しくなっていて、避難所とか設定されて、いろいろ災害計画はあったわけですが、見直しをするということであったように記憶しておりますので、そういう点で特に避難所とか危険箇所とかの見直しがなされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長 町長。

町長 研修についてのご意見、質問でございましたので、お答えいたします。

仕事、業務を進める上では、いかなる全てのどういう世界でも研修、学ぶことが必要だというのは大前提だと思います。これは、やはり相手があって業務をやるわけですから、相手に対してどれだけのサービスを提供して、いい結果を生み出すかということが常に使命であろうというふうに思います。これについては、いろいろな研修の仕方はさまざま多岐にわたると思います。自分で独自に、自己経費でもって自己研さんをしていくというもの、それから職場でセッティングしてもらって、それを活用するというもの、さまざまあるかと思えます。それはそれぞれの部署あるいは会社、行政等で検討してい

くべきものというふうに思いますが、大原則は、一番大事なのは日々の仕事をしながら、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというと思いますけれども、みずからその業務を通して学ぶという姿勢があれば、日々毎日365日その経費をかけないで研修されるべきだと思いますので、そういうものも活用しながら自己研さん、自己の相手に対するサービスのための研さんを心がけていただきたいということであります。あとは総務課なり企画課なり必要な事業を活用して、その機会を与えていただきたいと私は願っております。

委員長 総務課長。

総務課長 災害対応の関係については、高橋課長代理のほうから答弁いたします。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 町には地域防災計画という基本となる計画がございまして、まず近年の災害に沿って、それに準じてといいますか、そういう対策を国のほうから指示をされて、また県のほうも計画を直して、それに沿って町も計画を直していくというふうな流れがございまして。平成30年度も地域防災計画のほうを修正しておりますが、まず今年度、元年度についても防災計画の修正をするということで進めております。

見直しについてどういったことがされているかということですが、県のほうから西和賀町の土砂災害警戒区域というものの指定がふえてございます。そういった場所に建っている例えば避難場所であるとか避難所というものについて、町としては今後そういう施設が避難時の施設として適正なのかどうかと、そういった面も含めて検討をしていくということでございます。

もともと合併をしたときに沢内村と湯田町の避難施設、避難場所というのをそのまま全部掲載したままくっつけて、避難場所、避難所としているわけですが、職員の数であったり災害の大きさによって、それら全てを

運営していくのは非常に難しいというふうに考えております。これについては住民の皆さんの意見を踏まえて、また協力をいただきながら、そういったものを改めて見直していくということで進めていきたいと思っています。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 人材育成、私はもっと広く考えておりましたので、そうではなくて職員の研修だったということで理解いたしますが、やはり課題があって、そこを改良していくというのが結果が見えるものではないかなと思います。研さんは必要で、できるだけ住民に接するところでレベルの高い対応をしていただければいいのですが、やはり研修はあっていいし、常時必要なところであっていいのですが、どこにそういう必要性がというところもあったのではないかなと思いますが、そうではなかったのかも一度伺いたいです。そういう部分があれば結果がわかりやすいというようなことになると思います。

それから、防災のほうはもうちょっと、こういう点を県に言われて、こういう点が、危険箇所が加わったとか、今ここでお話しできる点があれば避難所とか含めて、長瀬野なんかもずっと危険だということですが、特別座談会したわけでもないで、そのあたりなんかもどうなのでしょう。

委員長 町長。

町長 人材育成、研修についてはいろんな種類があると思います。基本的にはその物の見方、考え方、根本的な人間性を磨く研修、それから業務を取得する研修というのがあるわけですから、両面ですか、いろんな方面からの研修を重ねていくべきだと思っています。

委員長 総務課長。

総務課長 防災関係について、高橋課長代理のほうから答弁いたします。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 防災の見直し、災害について特に

西和賀町に関連したことということでお話ししますと、昨年の30年7月に和賀川が指定管理河川ということで、県から災害が発生した際に人命とか家財道具とか、そういったものに多大な被害を及ぼす河川であるということで、和賀川のほうでそういった河川に指定されまして、さらに和賀川のほうの水位状況等によって避難をしなければならない水位とか、そういったものが細かく指定をされました。町としましてはその指定を受けまして、それを避難勧告等の発令の基準とするために地域防災計画のほうに掲載をするということで、今度の地域防災会議のほうで協議をいただくことにしていますが、地域防災計画への掲載とあわせて西和賀町水防計画というものを今策定中でございまして、そういった対策をとってございます。

以上です。

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで総務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで総務課への質疑をひとまず終了し、次の企画課の審査に移るため10時45分まで休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時45分 再開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、企画課の審査を行います。企画課が所管するのは2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。

企画課長から事業の説明を求めます。

企画課長。

企画課長 おはようございます。企画課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、当課の主な事業についてお配りしました資料、決算書抜粋に基づきまして、歳出

を中心に説明をさせていただきます。

表紙をめくって、下のほうに振ってありますページになりますが、1ページと2ページをお開き願いたいというふうに思います。2款1項2目文書広報費、11節需用費のうち印刷製本費326万5,650円は広報西和賀の印刷代となります。

続きまして、ページが少し飛びますが、9ページと10ページをお開きください。5目財産管理費、25節積立金4億9,694万3,000円は、個々の基金の設置目的に応じて予算に基づき積み立てしたものです。

なお、今回の決算でも昨年度に引き続き、今後の公債費の増加に備え、減債基金にも1億1,000万円の積み立てを行っております。

戻っていただいて、1ページと2ページをまたお開き願いたいと思います。6目企画費、町民バスの運転手の報酬257万7,820円ほか共済費、賃金、需用費等の合計435万7,956円は、昨年10月から運行を始めている町民バス、おでかけバスに要した経費となります。

3ページと4ページをお開きください。13節委託料のうち地域公共交通体系調査業務委託料370万2,240円は、県の地域公共交通活性化推進事業費補助金を活用し、町内の公共交通の利用実態の調査や町民アンケート等を実施したものです。経営管理指導業務委託料47万9,520円は、エステックに対し月次監査による経営指導を実施し、経営改善に向けた取り組みを支援したものです。また、経営状況調査業務委託料43万2,000円は、山の幸王国に対し経営調査による経営分析、評価を実施し、経営改善に向けた取り組みを支援したものです。

5ページと6ページをお開きください。広域生活路線維持費補助金1,492万8,502円、生活交通バス運行維持費補助金379万2,000円、湯川線代替バス運行費補助金374万4,000円は、町内を運行する5つの路線バスに係る補助金であり、このうち広域生活路線維持費分については県の

地域バス交通支援事業費補助金の対象になっているものです。

なお、乗合タクシー実証運行補助金96万6,360円は、昨年10月に湯川線代替バスの運行から乗り合いタクシー、湯けむりタクシーに切りかえたことに伴う補助金となります。

11ページと12ページをお開き願います。12款、14款でございます。12款公債費7億2,731万1,901円は、一般会計の地方債の償還費用となります。

14款予備費は、予算額800万のうち56万8,000円を各科目に充用したものであり、支出額については充用先の科目に反映されるものです。

なお、企画課の決算概要につきましては、附属資料57ページから58ページと141ページから143ページになりますので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。

当課からの説明は以上のおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
委員長 企画課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
刈田敏君。

1番 時間のほうもあれだということで、一番聞きたいことを聞きたいのですけれども、2・1・5の積立金なのですけれども、昨年度の積立金が7億9,800万ということで、今回4億9,800万ということなのですけれども、この辺のどういう経緯になっているのかというあたり。それから、先ほど減債基金積立金に1億入れたというのですけれども、これではもうちょっと欲しいのではないかなと思いますし、財調のほうも大分減っているのですけれども、その辺分析どのようになっておりますか。

委員長 企画課長。

企画課長 それでは、今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、基金の積み立て、全体的な考え方からお話をしたいと思います。基金それぞれ目的基

金と、また通常に積んでいる財政調整基金がまずございます。目的基金につきましては、今後の建設予定であったり必要と認められる部分、それぞれの目的に沿った形での積み立てをさせてもらってございます。今回減債基金の積み立てが1億1,000万という形の積み立てをさせてもらってございますけれども、今後来年以降償還がふえてくるという予定がでございます。これは建物を建てるということよりも、まずお金を返す分に相当する分を積んで、そちらのほうに充当して返済のほうに充てるという形になります。なので、今後来年も資金といいますか、決算状況を確認しながらになりますけれども、積み立てはしていかなければならないものかなというふうには思っております。

あと、財政調整基金ですけれども、1年前は3億4,000万ほど積んでおりましたが、ことしは2億9,000万ということで、大きく影響しているのは交付税の減少ということになってきますけれども、そういった最終的な決算額を見た中での積み立てということになっておりますので、できれば多く積みたいところではあります。毎年入ってくる交付税の状況を見ながら積み立てという形になってございます。

委員長 刈田敏君。

1番 考え方として、交付税が少なくなったから積み立ても少ないということはあるのですけれども、節約する分も十分あると思うのですけれども、その辺は抜きがなくやっていかななくてはいけないと思いますし、やっぱりもうちょっと積んでおかななくては大変ではないですか。その辺お伺いします。

委員長 企画課長。

企画課長 委員おっしゃるとおりでございます。積みなければならぬというのは、こちらでも意識はしてございます。町全体の財調の考え方としましては、やっぱり15億以上、20億弱欲しいなというところではございます。ところが、今現在の状況ですが、令和元年の状況ですけれ

ども、10億円を切るような状況まで来ております。何とかことしの決算までにはまたそこを盛り返すような形でいけるような、先ほど申し上げられましたが、行政改革を進めながらやっていかないと、本当に大変な危機的な状況になってからでは遅いというふうに考えておりますので、そういった行革をあわせながら進めていきたいというふうに考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 私からは3点ということでお聞きしたいと思えます。

ちょっと総括にはなじまないということもあるのですが、聞いてしまいたいというふうに思いますが、決算附属資料の141ページの下のほうであります。行革の中で、第3次行革大綱の中で第三セクターの専門家による経営指導ということで、先ほども課長からもご説明がありましたが、具体的にどういった経営指導があったのか。これ三セクとここの部分には書かれていますが、4社についての経営指導を実施したことなのか、その点と。

その下の行革審議会を開催して、重点推進事項の進捗状況について検証して、今後の行革の取り組みなどについて意見を伺ったということがありますが、具体的にこの審議会でどういった意見があったかということ。

そして、決算資料の6ページの一番上の岩手県国際リニアコライダー推進協議会負担金2万円ですか、3万円ですか、ありますが、もちろんこれは通称ILCということだと思いますが、推進協議会に入っているということでもありますから、役場としても推進をしたいというふうなことだと思いますが、推進協議会で負担金を毎年払うということではなくて、ILCの話が出て、もうそれなりの年数がたったということでもありますので、ILCの誘致をされて決定をされた場合に、そのILC誘致によって我が町にどのように活用というか、結びつけていくかということもやはり考えなければならぬのかな

というふうに思いますが、考えたのか、考える気はないのか、また考えているのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

委員長 企画課長。

企画課長 初めに、三セクの指導のほうからご説明したいと思います。

三セクのほうの指導ですけれども、4社ではなくて、エステックさんについてご指導いただいております。

もう一つ、先ほどご説明しました中身の中で、経営状況調査については山の幸のほうの調査ということで経営の中身を分析していただいて、今後の方策につなげるという形の内容となっております。

行革については、内記課長代理のほうから説明させます。

委員長 内記課長代理。

企画課長代理 それでは、私のほうから行革審議会のご意見についてご説明をいたします。

行革審議会、ことしの3月1日に開催しております。協議事項としましては、行革の取り組み状況についてということで、3次行政改革大綱の平成30年度分の取り組み状況についてご報告をして検証していただいておりますし、あと具体的な取り組みということで、平成31年度当初予算の編成については事務事業評価シートであったり、あと団体事務局事務の見直し、それから料金改定等の見直しをそれぞれ行いながら、あと総合計画のローリング作業と一緒にあわせて長期的な視点を持って予算編成に取り組んだということで、その状況をお示ししております。

主な意見ですけれども、例えば財政状況が厳しい中であっては財政計画を見直していきながら、その年度年度の予算編成にしっかり取り組むべきということであったり、あと民間委託の推進はちゃんと考えていかなければならないと。それから、料金改定については消費税増税にかかわるその都度、物価に応じて必要な費用負担

を求めるべきというふうな意見がございました。

以上でございます。

委員長 企画課長。

企画課長 I L Cの負担金についてご説明したいと思います。

I L Cに関しては、今現時点では全体的な取り組みの部分でございますけれども、研修会の実施をしてございます。これは筑波のほうから先生を呼んで、I L Cというのはどういうものか、それによってどんな効果があるのかというところで理解を深めているというところではございます。今後町に対しての影響という部分についてはこれからになるわけですけれども、町の受け入れ態勢としては多言語化であったり、そういった観光の部分でも取り組んでおりますけれども、そういった部分での取り組みが進んでおります。実際には決定されて具体的な部分となると、まだそこまでは進んでいないという状況ではございます。

委員長 淀川豊君。

10番 三セクの経営指導ですが、エステックということでご答弁をいただきましたが、30年度にエステックに対して経営指導をした結果、30年度の決算に結びついたということの認識でよろしいですか、確認ですけれども。

I L Cについてですが、もちろंदういったものかという研修も非常に大切かもしれませんが、当町にその施設ができるということではないので、むしろ研究機関であるとか外国の学者の方々が来られるということなので、別荘地であるとか、そういう誘客というか、そういったことをもう少し真剣に考えて、もしI L Cが誘致をされるということであれば、これからの地域のまちづくりの一つの重要な柱となるような、そういう企画を立てていかなければならないのではないかなというふうに思います。I L Cの話が出てからもう数年以上の時間がたっています。やはりそういうことを先駆けて、これから検討するというのではなくて、ほかの地域は

もっと先駆けてそういうことをチャンスと捉えて動いているということでもありますので、何とかそういうことをまちづくりに生かせるような、そういう体制で検討をしていただかなければだめかなというふうに思います。そういうところがスピード感がないというところにつながっていくのではないかなというふうに思いますし、ほかの地域よりも先駆けてという言い方もまたちょっと語弊がありますが、そういったところにチャンスが生まれて、ほかの地域でやっていることを例えば西和賀でまねしても当然うまくいきませんし、その辺はもちろん行政だけにお任せをするということではありませんが、地域で一体となってまた考えるような、そういう体制もいいかと思えますし、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

委員長 企画課長。

企画課長 初めに、三セクのエステックの関係でございますけれども、経営指導が直に結びついたかどうかという話になるとちょっとあれなのですけれども、実際のところはもうかってはいませんが、赤字の割合が若干減っているというか、黒字に近づいてはいるところですが、まだ赤字の部分だということで、それなりには影響はあったのかなというふうには捉えております。

あと、ILCにつきましては委員ご発言のとおりこれからの取り組みになりますけれども、もう少しスピード感を持った中での取り組みが必要だというのは身をもって感じているところでございますので、これからの取り組みに生かしていきたいというふうに思います。

委員長 高橋宏君。

8番 私も今の質問に関連してなのですが、第三セクターの経営改善事業、エステックを指導したということのようなのですが、総会資料を会期前にいただきましたが、それを見てもなかなか赤字から脱却していないなというふうに見られます。

第三セクターということで、先ほど行革のほうで民間委託も考えるというような話もあったのですが、地域的には非常に重要な施設だと思いますし、だからといって赤字でいいわけでもありませんし、いろいろ西和賀町、子供は生まれないのですけれども、残念ながら亡くなる方もいて、葬儀の際、法事の際とか使われる方、火葬場の位置、あとお寺の位置からしても位置的にも非常にいいのですけれども、なかなか黒字経営になれない。民間の経営意識とかそういうものを持っていただかないとなかなか難しいのかなと思うのですけれども、町としてわざわざこうやって経営指導しているわけですから、もう少し黒字に向けたというような、そういう指導を強化するべきと思うのですけれども、その点について伺います。

委員長 町長。

町長 ありがとうございます。いろいろ指導をいただいて、努力はされております。ただ、事業体を経営していくためには構造的に収入、支出の仕組み、収入と、それからそれに係る経費の負担がどうかということをいろいろ分析していただいております。これは、やはり今圧倒的に町内の利用で持っている施設、しかもそれが人口減少の中で小規模になっていくとなると収入自体がしぼんでいくという、そういう根本的な体質を持っていますので、それをどう切りかえられるかどうかということが勝負になると思って、そういう意味では取り巻く環境厳しい中での経営改革を執行しているということになります。しかし、それなりに果たしてきた役割は大きいわけでございますので、それをどうできるかという大変な厳しい戦いにはなるかと思いますが、頑張ってください。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで企画課が所管する一般会計の審査をひ

とまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。ここで企画課への質疑をひとまず終了します。

本日12時から町勢功労者であり、議会の先輩である高橋広治さんの葬儀が予定されておりますので、町長列席のため午後2時まで休憩します。

午前11時09分 休憩

午後2時00分 再開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、ふるさと振興課の審査を行います。ふるさと振興課が所管するのは2款総務費であります。

ふるさと振興課長から事業の説明を求めます。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 こんにちは。それでは、私のほうから説明をさせていただきます。お配りの資料の平成30年度決算書一般会計抜粋、ふるさと振興課の1ページ、2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、2款1項1目一般管理費ですが、職員給与に係るものです。

6目の企画費の1節報酬は、空き家対策協議会委員、集落支援員、地域おこし協力隊に対する報酬となります。集落支援員につきましては、平成29年度から1名を嘱託職員として採用しておりますし、地域おこし協力隊は平成30年度から1名の隊員を配置し、ふるさと納税等の分野に取り組んでおります。

続きまして、8節ですが、報償費のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員謝金ですが、2回の会議を開催して、評価、検証を行っていただきました。続きまして、ふるさと納税特典費用は3,252万4,848円の支出となったところです。

11節需用費中、消耗品はふるさと納税に係る経費が主なものとなります。燃料費につきまし

ては、地域おこし協力隊の車両と、あと印刷製本費はふるさと通信印刷等に要した経費となります。光熱水費は、まちなか交流館に係る経費が主なものとなります。

12節の役務費、通信運搬費は主にふるさと納税に係る郵便料送料となります。そのほか、謝礼品の発送事務手数料、クレジット決済手数料などを支出しております。

3、4ページをお開きください。13節委託料でございますが、地方創生関係事業として、まちなか再生業務委託料700万円について、国の地方創生推進交付金を活用して実施しております。また、地域ブランド推進業務委託料150万円と西和賀町拡大コミュニティ及びふるさと交流事業委託料405万円については、県の地域経営推進費の助成を受けて実施したものです。

15節、まちなか交流館の床張り工事318万6,000円、雪囲い工事等は119万6,000円、あと周辺整備として法面の工事673万6,000円を実施しております。

19節負担金補助及び交付金では、地域イベント助成事業は複数の行政区等で実施するイベント開催に対して助成するものでして、2団体に各50万円を交付したというものです。

続きまして、5ページ、6ページ目のほうをお開きいただきたいと思います。8目の自治振興費の19節ですけれども、負担金補助及び交付金の自治活動支援事業費補助金472万8,000円は各行政区の自治活動を支援するもので、交付金活用による各地区の事業内容は決算附属資料の146ページに掲載しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

また、自治総合センターコミュニティ助成事業補助金180万円は、宝くじの社会貢献広報事業として大野地区の交流人口拡大イベント用の備品の購入に交付されたものとなっております。あと、個別事業の内容等につきましては決算附属資料に掲載をしておりますので、説明は省略させていただきます。

よろしく申し上げます。説明を終わります。
委員長 ふるさと振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 3点についてお聞きしたいと思います。

初めに、附属資料の61ページの西和賀町拡大コミュニティ及びふるさと交流事業ということで、実行委員会で各地区で情報誌等をつくっているということだというふうに思います。今回実行委員会の開催の総数が26回と、情報誌作成をしたということですが、これは役場の考え方で、大分今年度も情報誌、うちのほうではつくったりしているわけですが、30年度ぐらいで各地区情報誌も何回か作成をされたのではないかなというふうに思いますが、今後これ延々と各地区で情報誌をつくり続けるような、そういう事業というふうに考えているのか。もう少しそろそろ構想があるのであれば、この事業を発展させて違うような動き、あるいはそういったことも考えているのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

次に、附属資料の次のページ、62ページの下段、地域ブランド推進事業についてであります。この事業の概要は、ユキノチカラ関連商品の販売増を目指すということが事業概要ということですが、事業実績を見ると商品開発、広報活動、営業展開、販売ツールの作成等の事業等の実施を行ったということですが、これらの事業を150万かけて産業公社に委託したということですが、ユキノチカラ関連商品の販売増にはつながったのか、その辺を具体的にお伺いをしたいというふうに思います。

最後の1点であります、63ページの湯本温泉まちなか再生事業についてであります。事業概要を見ると実証実験ということですが、この実証実験が実施状況のタイル張り等のことなのか。また、タイル張り、家具づくり、ワークショップ3回、座談会3回、意見交換、成果発表2回で工学院大学に委託料700万円を使っ

たということで、その内訳等の詳細をお伺いしたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

まず最初に、拡大コミュニティふるさと交流事業ですけれども、こちらにつきましてはまず28年度から各旧小学校区を対象に実行委員会を組織して、情報誌作成に取り組んだということでございます。当初は交付金を活用して実施しながら、29年度、30年度は地域経営推進費というようなことで財源のほうは移っております。

それで、今年度につきましてですけれども、情報誌づくりは1回という形にしまして、あとは地域の中でヒアリングの結果などを参考にしながらお話し合いのほうに移行していこうというふうに、地域の課題ですとかそういう部分の話し合いを重点的に行うような方向にシフトしていきたいというふうに考えておりました。

ただし、この情報誌のほうも結構地域のほうではやりたいという意見がありまして、そこについては今後例えば地域で連携した事業に取り組むようなもののほうにシフトするような形で、場合によっては何かしらの手助けというか、支援なども検討していければというふうに思っているものです。

続きまして、地域ブランド推進事業のほうですが、こちらのほうにつきましては3年間の推進交付事業の交付ということで、交付事業、交付金の事業としては一段落、まず一区切りをつけたというところでございます。

そして、こちらも地域経営推進事業費というようなものを財源としまして、今回は産業公社に委託して、販路拡大とか商品開発のほうに取り組んだというものでございます。具体的にこの結果、まず商品の売り上げ増につながったかどうかというところについては、ちょっとこちらではその部分では把握はしておりませんが、いずれ産業公社のほうに30年度は委託して実施したということでございます。

湯本温泉まちなか再生事業につきましては、
課長代理の加藤のほうからお答えいたします。
委員長 加藤課長代理。

ふるさと振興課長代理 では、まちなか再生事業
に関しましては私のほうから説明させていただきます。

まちなか再生事業の経費の内訳というふう
に捉えて答えさせていただきます。まちなか再生
事業のワークショップ等の開催支援に対しての
経費的には219万円程度、具体的に言うと219万
5,525円使っております。あと、まちなか再生
計画ということで、29年度にまちなか再生計画
というものを立てていますので、その計画の実
現に向けていろいろと検討したという部分で、
例えば若者住宅の検討とか周辺の整備とかに使
った経費として471万6,695円ということにな
っていますし、あと情報の発信ということで8万
7,780円程度ということで、合計700万円の経費
というふうになっております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 まず、拡大コミュニティふるさと交流事
業ですか、本年度は情報誌ではなくて、違う形
で実施をしているということのようでありませ
が、事業目的からすれば町を離れて暮らす出身
者の交流を強化して、拡大コミュニティの一員
として地域の活力になってもらうとともに、帰
ってきたいときに帰ってこれる地域環境づく
りにつなげるために、旧小学校区を単位とする
ふるさと交流事業を継続して実施するというこ
とであります。今話し合いのほうに入っている
というようなご答弁がありました。事業の目的
と少し離れてきている部分もあるのではない
かなというふうに思いますが、その点について
再度お聞きしたいと思います。

それと、地域ブランド推進事業ということ
ですが、その目的というか、販路を拡大す
る、あるいは関連商品の販売増を目指すとい
うことを明確にうたっていて、事業実施後に実際

ユキノチカラ関連商品の販売増になっているか、
なっていないかということを担当課で捉えなく
てもいいものなのか。事業をした、何をもって
この事業の検証をするのかというその辺の考え
方についてお伺いしたいと思います。

それと、まちなか再生事業であります。お
おむねワークショップの支援に200万以上、そ
して座談会等に470万ということで、ほとんど
交通費と人件費ということでよろしいのでしょ
うか、その600万以上が人件費と交通費とい
うことであれば、延べ人数で何人分の人件費と交
通費が見込まれたのか、その点についてお聞き
したいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

拡大コミュニティふるさと交流事業につ
きましてですけれども、今年度につきましても
まず1回情報誌の発行ということで取り組ん
でいるところでして、話し合い自体につきま
してはこれからどういう形でやっていくかとい
うのはまだ始まってはおりません。

それで、継続的に出身者とのつながりを保
っていくということでは、それぞれ予算的な部
分は考えずに、地域との中でそのつながりは
できるような形でやっていきたいということで、
まず実行委員会が主体となりながら交流事
業のほうなどの開催は企画されているところ
でございます。

また、地域の意識の醸成という部分の
ところもございまして、まずふるさと交流事
業の話し合いの枠をさらに若い人たちが入
るような形で拡大しながら、地域の話し合
いを進めていくというようなことにちょっと
持っていきたいというふうに考えたところ
です。

また、地域ブランド推進事業につ
きましてですけれども、30年度につ
きましては創生交付金の事業が一段落
したということで、まず町のほうで
産業公社に委託をしたというような形
でしたけれども、実際今年度につ
きましては12事業

者がユキノチカラの参加事業者という形になっておりますけれども、そこのほうで協議会を設立して、自主的に活動していこうということで動いておまして、町としてもそういう方向に支援をしていくことを考えているところです。

販売実績等につきましてもですが、今そういう協議会の中に入りながら情報をこちらでもしっかり把握しておかなければいけないというふうに思っております。そこは反省点でございます。

以上です。

委員長 加藤課長代理。

ふるさと振興課長代理 まちなか再生事業について、私から答えさせていただきます。

まず、何人来たかという部分ですが、まちなか再生事業のワークショップの開催等で工学院大学と先生が来ているのですが、その部分が219万程度になっていますが、この部分では先生含みで55人来ています。延べ人数で55名来ているということになっています。

あと、下の部分のまちなか再生計画の実現ということで、この部分についてはプラン作成したりと、そういう部分の経費でこれぐらいかかっているということで、周辺の整備プランとか若者住宅等のプランを作成するための経費ということで471万程度かかっているということになります。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 ちょっとしつこいようですが、地域ブランド推進事業、委託であっても、そうしたら30年度の実績については、まず今後も調査等はしないということなのか、その点について。

そしてあと、拡大コミュニティふるさと交流事業であります。これは委託先としてNPOのいわて地域づくり支援センターさんで委託をしてやってもらっているということだと思うのですが、大変優秀な方が地域に入られて運営をされているというふうに思いますが、もう少し

交流事業自体の進め方というよりも、将来的な構想あるいは展望についてもNPOのほうにお任せというか、そういう感があるのではないかと。やはり担当課としてもう少しこの事業をどのように進めていくかという、基本的なそういう構想をしっかりと、もちろんNPOは実績もたくさんあって優秀な方々が来ているので、その中でその人たちをうまく使ってと言うと語弊がありますが、やりながら運営していくほうがいいのではないかなというふうに思いますが、その点について再度お伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 地域ブランド推進事業につきましてですけれども、こちらについてはまず販売実績等はしっかりと把握というか、押さえていくようにしたいと思っております。

あと、拡大コミュニティのほうですけれども、確かに地域づくり支援センターというところに委託をしながら実施しておりますけれども、まず今後の方向性というところでいけば、そこにいつまでもまだお願いしてという部分ではないと思いますし、地域の連携というものが図られた上で、その中でさらにこういう取り組みのほうをぜひ実施していただくような形にしていきたいというふうに思っておりますので、その地域の連携の検討のほうを進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 この資料の2ページの空き家対策協議会委員とありますけれども、今現在空き家はどれぐらいあるのか。そして、その空き家は例えば入れるものか入れないものか、それともやむなく早く解体をしなければならないというような、そういうような区分をしているものですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町内の空き家の状況につきましては、28年のころに空き家対策計画を策定したときにまず一

通り軒数を押さえまして、その後に各行政区長さんのご協力のもと空き家の軒数、空き家を再度調査しまして、軒数を確定したところでございます。

それで、まず空き家の見守り調査というようなことで、今シルバー人材センターのほうに委託をしながら空き家の状況をチェックしているところですが、平成30年度末の軒数につきましては160軒というふうに押さえております。その中で優良な物件であるとか、あとは倒壊寸前な物件であるとか、そういうような判断をして、その情報についても町では押さえております。

空き家の有効活用という部分でいきますと、空き家バンクという、そういう登録システムがございます。それは町で運営していますけれども、空き家を貸したいとか売りたいという場合の人は申請いただく、そして借りたい、買いたいという人も同じく町のほうに登録していただいて、そのマッチングを図るというようになっております。その状況については、今累計で25戸の登録がありまして、その中で契約が成立した物件ですとか解体が進んだという物件もありますので、今募集中の物件については17戸あるというような状況でございます。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 ちょっと関連していますので、抜粋の資料の4ページの空き家の倒壊建物一部撤去委託料ということで、予備費のほうから充用しているわけですが、ここに至った経緯というものを説明ください。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 こちらにつきましては、川尻地内の空き家が冬期に積雪で倒壊したものがございまして、そちらについて雪解けが進んで、もう瓦れき状態になっておりまして、台風などが来た場合に周辺に危険が及ぶという状況でございました。そこで、必要最小限の町のでき

る範囲の対応策として、その部分にネットを張って飛散防止に努めたというものでございます。30年の6月に町の空き家対策条例が改定されまして、その中で即時執行という部分盛り込んでおりまして、周辺に危険が及ぶような状態の空き家にある、そういう状況が発生しそうな場合は、町では必要な最低限の措置をとって、かかった費用についてはその所有者に請求するというような条例になっておりますので、それに基づいて実施はしております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 今後の考え方としては必要最小限必要だということではありますが、景観等から見ると、これ以上は条例の中では手出せないというのであれば条例改正等も必要になるのではないかと思いますけれども、さまざまな問題があると思いますけれども、いずれにしろ大変な状況ということは目に見えています。

空き家対策の会議等では、そういう話はどの程度まで話し合われているのですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 空き家対策協議会のほうでは、まず空き家計画、空き家基本計画のほうにのっとりたことで、空き家の見守りというか、そういう状況について現状と、あとは確かに特定空き家というような候補の物件についてもどのようなものがあるかというのをお知らせしながら、どういう方向に持っていけるかというようなご意見も伺ったりはしております。

ただ、そういう物件については条例にも規程にもありますけれども、特定空き家というものに認定した上で、最終的には代執行というよう行政処分の流れにはなるのですが、実際そこまでいきますと、例えば所有者の方の状況によっては滞納処分というか、差し押さえのほうにもし移ったとしても費用が回収できない場合は町の負担になってしまうというような状況になるものですので、本当に慎重にその部分は進め

なければならないというふうを考えているところ
です。協議会の中でも候補ということでも空き
家は紹介してはおりますけれども、まずはそこ
までの、具体的にどこについてはそういう処分
を進めていこうというところまでは話は至って
おりません。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 現状のままですとっていくというのは到底
考えられないことですので、早目の対策、これ
必要だと思うのですけれども、観光地であって、
やっぱりこれはかなり大変な状況ではないかと
思いますので、急いでやらなくてはいけないと
思いますけれども、その点はどうか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 確におっしゃるとおりです
ので、その物件につきましてはなかなか連絡が
とれない中でしたけれども、町のほうでも常に
手紙を出したりですとか、そういう形で取り組
んでまいりました。

それで、ことし空き家の相談会というよう
なところで専門家の方にご相談を持つ機会を持
ったのですけれども、その中でもその対象となる
家屋の隣家の方もその土地を有効活用したい
というような話もあったので、その方の相談に
より本人のほうに連絡したところ、うまく話が
つながったというか、そういうことで先に進み
そうな状況にはなっているところです。です
ので、少し今その状況を見守っているところ
です。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私から2点質問したいと思います。

1つは地域おこし協力隊についてですけれど
も、地域おこし協力隊については各課にある程
度お任せしているというような状態というふう
に変わってはきているのでしょうか、隊員
の希望としてはその課におさまらない、2つ
の課、3つの課にわたるような仕事をしてい
きたいというような希望もあると思うのですけ
れ

ども、その辺の調整役はふるさと振興課であ
ろうと思います。そのような事例といいますか、
そのような調整の状態をお聞きしたいのが1点
と。

まちなか交流館について実質的に運用が始
まったわけですが、事業内容の中で実際事
業、イベント、さまざま行ったと思いますけれ
ども、今までほかの公民館とかほかの施設を利
用して行った事業が行われているのか、それ
とも新規にまちなか交流館で行った事業がど
のくらいなのか、これからも継続していける
だろうというような事業はそのうちのどのぐ
らいあるのかというのがわかればお知らせ
ください。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

協力隊につきましては委員がおっしゃると
おり、今の町の募集につきましては各課のほう
でそれぞれ具体的などいうことをやってほ
しいということに基づいて募集を行い、採用
しているという状況でございます。事前にど
のような業務内容があるかですとか、どうい
うふうな雇用形態になるかというような話を
するようなことで隊員を募集してほしいとい
うようなことは言っていますが、なかなかそ
こも会う機会がなかったりというようなこと
もあったりして、できなかったというところ
も確かにこれまでにはあつたかもしれません。

いずれ、ただ各課において地域おこし協
力隊を配置しているというのは、責任を持
って協力隊をバックアップというか、フォ
ローしてほしいという気持ちから、そのよ
うな対応をしているところです。

今実際6月ごろにですが、各課の協力
隊というか、みんな集めまして、そういう
意見交換というか、要望とかの聞き取り
は行いまして、確かに雇用の方法として
はそういう課に配置する方法もあれば、
例えばほかの市町村であれば個人事業
主的な感じにいる場合もあるというよ
うなことはわかっております。今後も各
隊員から

の聞き取りの場は設けることにしております、来月あたりもまたそういう場は設けるのですが、この中でも各隊員の意見を聞きながら、調整役はふるさと振興課にはなっているので、そこは意見を踏まえて検討したいというふうには思っているところです。

あと、まちなか交流館ですけれども、4月1日にオープンして、きのうの答弁でも話しましたが、30年度は2,804人の利用者があったということで、ことしについてももう1,000人を超えるような利用状況になっております。ご存じのとおり、西和賀高校の関係がセミナールームはほとんどでございますけれども、テラスのほうではほかの公民館ではない新しい取り組みとしては、マルシェのような形のものが出てきております。マルシェというのはいろんな形態があると思いますが、ハンドメイドの方々が集まって自身の作品を販売したりですとか、あとはその中でいろんな講習を開いたりとか、そういうスタイルがございます。それを企画しているのは町内の方だったりしまして、これからも交流館を使いながらどんどんやっていきたいというふうには言われておりますし、またきのうもお話ししたのですけれども、ほかから町内にお嫁さんに来た若いお母さんなのですが、子育ての悩みとか、自分の孤立したような、そういう経験を踏まえて、同じような方々と一緒に話し合う場の企画というのを進めていきたいということで、8月31日に1回開いたのですけれども、これからもそういう部分では進めていきたいということで、交流館のほうを活用していきたいというようなこと言われております。施設が恐らく開放的な、気楽に借りられるというような部分があるのかなというふうには思っているところです。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 地域おこし協力隊については、引き続き調整役をお願いしたいと思います。来る前もそ

うでしょうけれども、来てみてからいろいろと違う部分のギャップ等あると思いますので、もしかすると別の課のほうがある場合もあると思いますので、その辺の調整はよろしくお願ひしたいと思います。何とかせつかくここに来ていただいたので、定住につなげるような形にしていただきたいと思ひますし、先ほど聞きましたけれども、数的なものというのはわからないのでしょうか。内容的にほとんど新規というふうに捉えていいのでしょうか。そのイベントの内容、今いろいろ新しいのを聞いたのですけれども。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

公民館のほうで実際そういう活動があったかどうかというのは、実は公民館のほうについてはちょっとわからないのですけれども、私の知る限りでは交流館を活用してやったのは新規ですし、あと沢内のドームのほうでもそういうイベントは2回ほど開かれていたというのは記憶しております。ただ、交流館のようなスペースはそういうマルシェとかには大変やりやすい施設かなというふうには思っているところです。

以上です。

委員長 ほかに質問はありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これでふるさと振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思ひますが、これにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここでふるさと振興課への質疑をひとまず終了し、次の観光商工課の審査に移るため2時50分まで休憩します。

午後 2時36分 休 憩

午後 2時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光商工課は、一般会計のほかに温泉事業特別会計歳入歳出決算も審査の対象となります。

それでは、観光商工課が所管する一般会計、5款労働費、7款商工費について、観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、平成30年度観光商工課所管の決算状況について説明を申し上げる前に、委員の皆様にはご協力いただきまして、人材研修の場としても活用させていただく趣旨により、本課からも職員4名、東課長代理、古桑観光振興特命主幹、高橋主査、佐々木主査を随行させていただきます。よろしくお願いたします。なお、必要に応じて回答につきましては東課長代理からも説明をさせますので、よろしくお願いたします。

それでは、改めまして平成30年度観光商工課所管の決算状況について、概要を説明させていただきます。委員の皆さまのお手元に配付させていただきました当課所管の一般会計に係る一部抜粋の決算書により、また事業ごとの詳細につきましては平成30年度決算附属資料にてご確認いただけます。

では初めに、一般会計についてですが、抜粋版の決算書を1枚おめくりください。歳出について説明いたします。上段になります。5款労働費、19節負担金補助及び交付金は北上雇用対策協議会負担金等各種負担金となります。退職金共済助成金は、次の21節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金とともに、決算附属資料94ページに詳細がございますので、あわせてご確認をお願いいたします。

続きまして、中段からになりますけれども、7款商工費となります。1目商工費は、一般職員の給与等のほか、育児休暇により欠員となっている職員を補うため雇用した臨時事務職員の賃金となります。その他、次ページ上段には財団法人岩手産業振興センターなど3団体への負

担金となっております。

2目商工振興費ですが、13節委託料のふるさと館管理業務委託料は、ほっとゆだ駅前の商工会館湯夢プラザの町所有分の管理業務委託料となります。

また、19節負担金補助及び交付金のふるさと館エアコン更新事業負担金及び更新事業費補助金は、同施設の冷暖房空調機が更新時期を迎えていたことから更新に要した費用ということになります。詳細につきましては、決算附属資料の95ページ下段に記載しております。若年者ふるさと就職支援事業補助金は、決算附属資料96ページ上段に詳細がございます。

また、中小企業振興資金利子補給費補助金、中小企業振興資金保証料補給費補助金、さらに小規模事業者経営改善資金利子補給費補助金、いわゆるマル経融資でございます、と21節貸付金、市町村中小企業振興資金貸付金、これは決算附属資料の95ページ上段にその詳細を記載してございます。

決算書、北上地区勤労者福祉サービスセンター負担金は、同じく附属資料の96ページ下段にございます。ご確認をお願いいたします。

以上が2目商工振興費となります。

続きまして、3目観光費でございます。1節報酬は観光振興特命主幹の報酬、4節共済費は同職員のほか、登山道や散策路などの刈り払い、あやめ園の維持管理に係る臨時職員の共済費となります。7節はそれら臨時職員の賃金でございます。事業詳細は、決算附属資料102ページ下段にございます。

8節報償費、JRが北上線において運行した特別列車に係るおもてなしイベント出演者への謝礼ということになります。

6ページごらんになってください。11節需用費の印刷製本費につきましては、観光パンフレットや観光リーフレットの増刷にかかった経費になります。

また、修繕料につきましては、町内観光施設、

観光資源の整備の関連の修繕料ということになります。

12節役務費では、道の駅などのワイファイサービス利用料にかかる事務用通信運搬費のほか、誘客対策として新聞、雑誌への広告掲載を実施いたしました。これに係る広告料などとなります。

13節委託料は、各観光施設及び観光資源の指定管理料、委託料となります。詳細につきましては、11節で説明させていただいた修繕料なども含めまして、決算附属資料97ページ上段にその詳細を記載してございます。

なお、例年と異なる事業といたしましては、街路灯移設撤去業務委託料といったものがございます。これは観光商工課所管の誘客街路灯が近年LED化されたことに伴いまして、不要となっていた湯川地区、大沓地区、湯の沢地区の鉄製の支柱などが大雪により傾いていたりしたことがございまして、安全対策上支障があったといったことから撤去を行うこととし、あわせてLED等の設置場所についても地域街路灯との重複解消による事業効率化を図り、電力柱等への共架を行うことで景観対策も含め実施したものでございます。本事業により不足となった予算につきましては、11節、修繕料から流用を行っております。

また、附属資料102ページ下段、観光資源環境整備事業等にも同じような委託料に係る詳細を挙げておりますので、ご確認をお願いいたします。

その他、委託料事業関連としましては、附属資料97ページ下段の錦秋湖スプリング放流事業における無料シャトルバス運行や交通誘導員の設置に係る業務委託、101ページ、観光協会助成事業にあります着地型旅行商品造成事業、サイクリングモデル造成事業及び情報発信事業並びに仙台圏観光誘客事業について委託しております。

さらに、附属資料102ページ上段、自然環境保

全事業と104ページ上段の自然公園保護管理委託事業につきましてもご確認いただければというふうに思います。

続きまして、14節使用料及び賃借料は、女神山や白糸の滝の登山口に簡易トイレを設置したものなどでございます。車両借り上げや刈り払い機の借り上げにつきましては、ダム関連の施設刈り払い用に借り上げたものになります。

18節備品購入費につきましては、沢内バーデンの新館宿泊棟の各客室暖房機を更新したもので、今年度も継続実施することになっておりまして、昨年度とあわせ2カ年で新館宿泊棟の客室の全てを更新するということになります。また、冷蔵庫の更新につきましては道の駅錦秋湖の厨房設備更新によるもので、テーブル一体型の冷蔵庫を更新させていただきました。

19節負担金補助及び交付金は、各種組織への加入負担金、各種団体への活動補助金やイベント実施補助金となります。おもてなし環境整備事業補助金は、観光事業者が屋内外看板やホームページもしくはパンフレットなどを多言語化することなどによる誘客対策を図った場合に直接助成金を交付した事業でございます。附属資料は103ページ下段にその詳細がございます。

また、温泉開発事業費補助金、これは民間温泉施設源泉等の改修費用に対する補助金になります。

その他、観光関連事業補助金につきましては決算附属資料の98ページから101ページにイベント関連、観光協会の事業につきましても掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、主要事業にない項目につきましては、附属資料の109ページから201ページに記載してありますので、あわせてご確認をお願いします。

以上で観光商工課一般会計歳出決算の5款及び7款の概要説明となります。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 私から3点ほど質問させていただきたい
と思います。

初めに、附属資料の94ページの下段、勤労者
生活安定事業についてお聞きしますが、実施状
況の中で新規貸し付けゼロ、償還中ゼロ、償還
済みゼロということでありますが、5年以内の
償還ということでありますが、これは30年度も
実績がないと、その前もずっと実績がないとい
うことなのか、その確認をしたいというふうに
思います。

次に、99ページ、イベント開催事業の中での
沢内甚句大会であります。来場者の中で活動
指標500人に対して達成率46%、宿泊数がこれ
を活動指標400人に対して達成率が37%という
平成30年度の結果でありましたが、この結果に
ついてどう考えているのかということ。

そして、次のページ、100ページであります。、
観光物産展事業ということで、これもふるさと
振興課でもちょっと質問させていただきました
が、事業概要では販路拡大及び売上増加を図る
ということのようではありますが、事業実施状況
を見ると活動指標は物産が6回開くということ
に対して6回開いて、達成率100%というこ
とで事業状況を説明されていますが、30年度は売
り上げ増加につながったのか、その点の詳細に
ついてお伺いしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいま3つご質問いたしまし
た。

まず、勤労者生活安定事業につきましては、
事業実施から、過去から昨年度まで実績はゼロ
です。これは過去にも同様のお話をさせていた
だいておりましたが、150万円の協調融資によ
って生活安定を図るため、勤労者に対する助成
といったことでやらせてきていただいているわ
けですが、実際これ労働金庫さんとやらせてい
ただいておまして、その契約の中で150万円
に対して何倍まで借りれるという設定と、それ
に伴う金利もしくは保証料が、通常の労働金庫

さんであるとか信用金庫さんであるとか農協さ
んであるとか、通常の借り受けよりも金利が高
いといった問題がございました。これにつきま
しては、何度も実は労働金庫さんとお話をさせ
ていただいて、実は今年度150万円といったも
のを大幅にふやしまして、倍率を逆に下げまし
た。そういったことで、大幅に金利は安くでき
るようにしております。今まで福祉系の借り
受けしかできなかったものを教育であるとか車
のローンであるとか、そういったものまで使え
るように幅広くさせていただいた上で、改めて
4月1日付で契約をさせていただいております。

ただ、若干PR不足だろうなというふうに思
っております。ただ、どうしても町には北上信
用金庫さんと農協さんがいらっしゃいますので、
労働金庫さんに対してPRというものなかなか
難しいところもあって、実は労働金庫さん
にはそういったことからぜひ、有料にはなりま
すけれども、広報誌などでPRしていただけない
ものかなどという話もしております。ただ、
勤労者の対策ですので、労働者対策としては町
もやはり協力していかなければいけないという
ようなところもございまして、これにつきまし
て町には確かに金融機関もありますけれども、
ちょっと町としても今後協力体制は考えてい
かなければいけないなというふうに思っている
ところでございます。まず、これが生活安定事業
の内容でございます。

続きまして、沢内甚句についてでございます。
沢内甚句につきましては、来場者の活動指標
500人に対して230人、達成率46%、それから宿
泊者の目標としましては400人に対して148名と
いう結果でございます。これは、平成29年度ま
で実はステージの大会だけではなくて、食のイ
ベントとして外部でもあわせてやらせていただ
いたということになっておまして、そこでの
実績というものが800人ほどであったというこ
とです。平成30年度が食のイベントを取りやめ
まして、ことしもそういった状況で開催しよう

としているわけですが、その当時の指標として考えていたものでございまして、残念ながらそこまでの数値には至らなかったということになっております。これについては非常に反省もするところでもありますし、誘客活動といいたいまいしょうか、沢内甚句の継承についてはやはり頑張っていかなければいけないというふうに考えているところです。

ただ、民謡人口といいたいまいしょうか、そういうのがどうしても下がってきているような節がございまして、まず一番に目指さなければいけないところというのは出場者の確保が大切でございまして、100名を目指して実はやっていますが、ことしも90名にまだ至っていない状況で締め切りを迎えようとしています。

こういったことから、地元の方々にもぜひ参加していただきたいといいたいまいしょうか、出場していただきたい旨、保存会であるとか同好会の方々にも実行委員会の中でお話をさせていただいているところでございました。ことしまた教育長も出ていただけるということで、ありがたいなというふうに思っているところでございます。

そういったことから、食のイベントを少し見据えながら……聴取不可……させて、つくらせていただいた結果、最終的に食のイベントについては開催に至りませんでしたので、ここで大幅に下がってしまったなという反省をさせていただいております。

それでは、物産に関しては東課長代理からお答えをさせていただきます。

委員長 東課長代理。

観光商工課長代理 それでは、物産関係について私のほうから説明をさせていただきます。

物産展6回の開催で指標100%ということで、売り上げについてということですが、町の今観光でやっている物産につきましては、西和賀町の観光物産推進協議会のほうで補助金をいただきまして、そちらのほうで運営をして

おります。その協議会のほうから産業公社さんのほうに事業を委託をして、物販等を実施していただいております。内容としましては、東京での物販、雪の関係の物販と、あとは生協さんでの物販、あとはハイウェイフェスタ、仙台のほうで実施する物販と、東京の銀河プラザでの物販、あとは北上で開催する物販と、計6回の実施を委託してございます。

売り上げにつきましては、それぞれ出ておりますけれども、一部物販を実施できない箇所もありますので、そこにつきましては観光PR等を実施しているところもございしますが、昨年度の、30年度の実績からしますと、正確な金額はちょっとはじいてございませぬけれども、各物販それぞれ売り上げを伸ばしているというような状況にあります。昨年は2日間開催のところ、ちょっと台風等で開催できずに売り上げが若干落ちてしまったとか、そういうところもありましたけれども、やはり産業公社さんが物産のほうのノウハウを持っておりますので、専門的な知識をおかりしまして実施しているところから、売り上げ増につながっているのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 まず、勤労者生活安定事業についてですが、これは決してやめてもいいということではなくて、勤労者のセーフティーネットであると、非常にありがたい事業だなとも思っております。利用実績がないというのがちょっと残念だなということで、課長から少しPR不足もあるのかということのご答弁もいただきましたので、少しPRというか、そういうこともしていただいて、セーフティーネットでありますので、利用したい方がいらっしゃれば利用していただけるような形で進めていただければなというふうに思います。

次の沢内甚句大会ですが、食のイベントが30年度はなかったということのご説明をいただきま

したが、沢内甚句全国大会単独の大会開催ではそれほどの集客が見込めないということを課長さんから説明をされているような感じが私はしましたが、やはり何かの事業とあわせてやらなければなかなか集客が難しいということなのか、再確認であります。

また、来場者も少ないということだというふうに思いますが、これは会場を当初沢内から銀河ホールに変えたことで、例えば地元の人たちの来場者も少なくなっているというような状況なのか、その辺もちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

それと、物産についてであります。ふるさと振興課も産業公社に委託している事業だという、産業公社に委託をすればそれだけで売り上げ増加につながりますとはっきりは言わないのですが、端々にそういう意識が見えるなというふうに私は感じております。明確に自分たちでつくった資料の中に、売り上げ増加を目指すことを目的としていると自分たちでうたっているわけですから、やはり決算資料等には6回の活動指標に対して達成率100%というような、これはこれでもいいですけれども、どれだけの売り上げ増加につながったかということもあわせて明確に表示していただきたいというふうに思います。今代理からも答弁があったわけですが、少し産業公社に任せていれば大丈夫だ感があって、本当に大丈夫かなという気がしますが、その点について再度お聞きします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 沢内甚句と物産のお話を改めてということですので、沢内甚句全国大会につきましては、ほかのイベントともあわせたという考え方ではなくて、そもそも銀河ホールの来場者席といたしましうか、300人といった席の中で、1日開催の中ではそこまでの人数はちょっと見込めない状況であるということはあると思います。ただ、これは銀河ホールになる前から比べれば、当時は100人程度の来客の中でやってきたもの

をさらによい状況にはなっているのだらうなというような思いの中で考えております。

毎年アンケート調査も実はしているわけでございます。若干の不満等は出ております。モニターの音がちょっと聞きづらいという方がいらっしゃるかとというのはありますけれども、おおむねほぼ満足されているというのがまず状況でございます。ただ観光商工が進める事業といたしまして、やはり誘客数が重要でございますので、そういった中では300人の席であっても500人を何とか確保していきたいなというような思いの中で事業を進めさせていただいていたということでございます。

地元の出場者に関しましては、例年およねの部といたしましうか、一般の方というのは町内からの出場は前からそんなに多くはありません。ほぼいらっしやらないような状況です。若干年少少女の部でいらっしやっていた方もありますけれども、それにつきましてもここ数年では減ってきているように、私も観光商工課に7年いますけれども、少なくなっているなというような感じは取れます。

それから、物産展の事業につきましましては、産業公社に全てお任せしているの、あとはということではないです。あくまで第三セクターである設置目的をしっかりとご認識していただいている産業公社を中心に、町内の各個店の商品などもあわせて、さらに個店の方々にも入っていただきながら新商品のPRであるとか、あわせて観光PRをするといったことであるとか。ですから、単純に売り上げだけで販売、即売会といたしましうか、物産の回数の中で1回1回が上がったとか下がったとかということではなくて、PRの部分がかなり大事であろうといったことを考えておりますし、西和賀物産協におきましても、その協議会の設置目的というのはそもそもそういったことにさせていただいているところもあります。

結局物産につきましましては、最終的に物産の売

り上げというよりは、各個店の売上げがどう上がっていくかということがやっぱり重要なことだろうというふうに思っておりますので、そういった意味では各個店さんにもご協力いただきながら、さらに我々も積極的に協力をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 もうやめようと思いましたが、今物産について課長からご答弁をいただきました。売上げ増加というよりもPRというような話もありましたが、この附属資料に、事業概要の中に観光客の増加と物産品の販路拡大及び売上げ増加を図ることを目的としということが明記されているので、私は聞いているということであり、課長がおっしゃることもよくわかりますので、そういうことであれば来年以降はこの文言を変えていただければいいのではないかなというふうに思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ご意見ありがとうございます。物産協議会というのは、観光と物産と両方兼ね合わせた上でのPR活動、販路拡大であるとかといったことになります。当然売上げというのは物産の中での売上げではなくて、我々がやっぱり目指さなければならないのは商工業の発展ですので、各個店、加工業であるとか販売店であるとかといった方々の売上げを目指すために、あわせて観光PRもさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

内容については当然精査させていただきながら、ご意見をいただきながらですけれども、そういったところにつきましては検討させていただきたいなというふうに感じております。

委員長 淀川豊君。

10番 観光全体について質問しているのではなくて、今決算審査の中で観光物産事業について、そのことについて私は質問をしているつもりで

ありますので、ちょっと議論がかみ合わないというか、事業の目的について話をしているということでもありますので、観光全体についてはよく理解をしますので、その辺はご理解をいただければと思います。

委員長 刈田敏君。

1番 附属資料の202ページの利用状況、4月から3月までの表出ています。これを……

委員長 温泉事業になっています。

1番 まだ。済みません。

であれば、抜粋のほうの錦秋湖ヘラ鮎釣研究会のことですけれども、この事業の中身、目的、成果についてお願いいたします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問、抜粋の8ページの錦秋湖ヘラ鮎釣研究会の補助金に関してということだと思います。お答えいたします。

ヘラ鮎釣研究会の昨年度の事業といったものの事業報告書がありまして、これによりまして、当然我々のほうでも把握はしているわけですが、一番大きいのは稚魚の放流を行っております。去年は225匹を10月に放流しているということを知っております。それにあわせて環境整備も自主的にやっております。沼周辺の除草作業であるとか、あと春の雪解け時の除雪もちょっとさせていただきながら、早目に入っていただけるようにしていただきたりとか、あとあそこにトイレもございまして、トイレの清掃なんかも自主的にやっておりますが、そういったものを全て含めた中でこの補助金をお出ししているところでございます。

ヘラ研の方々ともいろいろと話をさせていただいておりますが、ここ数年ちょっとお客さんが減ってきているなというイメージもありまして、そういったところを相談してみたところ、やっぱり毎年しっかり稚魚を放流していかなければ釣り客は来ないであろうといったことで、去年久しぶりに稚魚がしっかり放流できたとい

ったこととございます。今年度につきましても同量の稚魚を放流するというお話も聞いておりました、毎年これをやっていたら釣り客がふえていくだろうというふうな見通しを我々としても立てているところでございます。

委員長 刈田敏君。

1番 目的とするところは観光の一環として観光客を呼ぶということで、成果としては人数をふやしていくという……ふえてはいないですけども、これを持続していくということによろしいですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 そのとおりでございます。観光費の中で支出している事業でございますので、あくまで観光客誘客のための事業といったことで、頑張っていたきたいというふうに考えておるところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは1点、先ほど話がありました沢内甚句大会のことなのですが、なかなか人数がふえていないというような話があったのですが、以前のように開催していた沢内バーデンに戻すというような検討は課内では行われておりませんか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 課内といたしますか、沢内甚句全国大会は実行委員会でやられておりますので、その中には保存会であるとか民謡同好会であるとか、さまざまな関係者の方々に入っていて、意見を交換をさせていただいているといったこととございます。

当初、3年間をまず銀河ホールでやろうといったことで実施をさせていただいた状況を確認していただきまして、その上で沢内バーデンに戻してやられることも可能であるといったことはしゃべっておりますし、ただバーデンのほうでは今の状況では受けれないという話も聞いておりました、そういったことであればさらに継続して銀河ホールでやっていたほうが座席数

も多いですし、アンケート結果から見ましても、出場者もしくは来場者の方々の評価も非常に高いといったことから、そういったことであればさらに継続して銀河ホールでやっていたというふうに行うに実行委員会で決定しております。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、平成30年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、続きまして温泉事業特別会計歳入歳出決算につきまして、決算書により説明させていただきます。抜粋はございませんので、決算書のほうをお願いいたします。

まずは、歳出について説明いたします。決算書299ページ、300ページをお開きください。決算附属資料につきましては201ページから203ページに詳細がございますので、あわせてご確認をお願いいたします。

決算書、1款温泉事業費、1項1目温泉施設管理費は各温泉施設の管理費となります。11節需用費の光熱水費は、各源泉ポンプの電気料となります。修繕料の中でも高額な支出といたしましては、川尻温泉、ほっとゆだ源泉ポンプ更新において、引き上げた旧源泉ポンプの分解点検を行ったもので、次期不具合時に備え事前に準備を整えました。本修繕により351万円を支出してございます。

そのほか重立ったものとしたしましては、槻沢温泉、砂ゆっこの源泉施設の修繕に26万2,000円、川尻温泉、ほっとゆだ脱衣所洗面台

器具の修繕に26万1,000円、健康管理センター・丑の湯のサーモスタットの交換の修繕で23万9,000円の支出となっております。ほかにも少額の修繕がございますが、その都度対応させていただきます。

12節役務費は、温泉施設の建物共済保険料でございます。

13節委託料は、各施設の指定管理料や砂ゆっこ源泉と真昼温泉源泉のコンプレッサーの保守管理業務委託料となっております。ほっとゆだ駅温泉会館屋根塗装ほか補修工事実施設計業務委託料は、JRほっとゆだ駅舎と町保有の温泉施設が増築されている建物について、劣化のある屋根、外装など塗装等の工事を実施する目的にて、JRとの協議が調ったことから実施設計を行ったもので、これにつきましては今年度工事が実施されることとなっております。工事につきましては、JR側に負担金を支出し、工事をJRでやっていただくということになります。

14節使用料及び賃借料は、温泉会館、ほっとゆだでございますけれども、借上料としてJR東日本や、下水道施設としてJR東日本東北総合サービス株式会社への支払いとなっております。

15節工事請負費は、経年劣化の激しかった各施設の源泉や施設改修工事を行っております。本工事につきましては、全て北上市の株式会社ベスト様からふるさと納税によりご寄附いただいた予算を充てております。

16節原材料費は、砂ゆっこの砂風呂用珪砂購入費となります。

25節積立金は、これは歳入説明の折にあわせて説明をさせていただきます。

次に、2款公債費でございます。23節償還金利子及び割引料は、不足の場合に借入する地方債があった場合の現年から必要となる地方債利子として予算計上したものであり、平成30年度は借入がなかったため支出がございませんでし

た。

3款予備費につきましても支出がありませんでした。

歳出は以上となります。

次に、歳入になります。295ページにお戻りいただいて、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節温泉使用料は、西和賀町温泉条例により算定した悠々館とかたくりの園の温泉使用料収入でございます。

また、2節温泉施設使用料は真昼温泉、丑の湯及びオアシス館の入浴料、各施設の行政財産使用料収入となります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金ですが、温泉開発整備基金の利子収入で、先ほど歳出でお話をさせていただいた25節積立金として同額を同基金に積み立てしております。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金として、一般会計から繰り入れを行っております。

また、2目1節基金繰入金は、当初一般会計7款にて説明をさせていただいた民間温泉施設源泉等の改修費補助金として支出する予定とし、温泉開発整備基金を取り崩し、温泉事業費から同額を一般会計に繰り出そうとしておりましたが、本事業につきましても企業版ふるさと納税により事業執行ができませんでしたので、ことし3月において減額補正を行っております。

なお、基金運用状況調査につきましては、決算書311ページをごらんになってください。一番下が温泉開発整備基金の異動状況となっております。先ほどお話をさせていただいた積立金2万6,000円増により、平成31年3月31日現在の残高は9,826万1,000円となります。

決算書295ページにお戻りいただきます。4款1項1目繰越金は次年度繰越金となります。

次ページをお開きください。5款諸収入、2項1目雑入ですが、ほっとゆだとJR駅舎の共用施設の共用費収入と自動販売機電気料収入で

ございます。

以上で観光商工課、温泉事業特別会計の概要について説明をさせていただきました。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1番 附属資料の202ページに入り込み客というか、表がありますけれども、これについて課長はどのように見ておられるのか、その辺をお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 私の所見ということでよろしいですか。当然私どものところには30年度、今回は29年度との対比しかございませんけれども、経年的なところもずっと見ておるわけでございます。全体としては利用者は少なくなってきたといった状況でございます。当然それに伴いまして、利用料収入であるとか使用料についても落ちてきているものであろうと。

一番の原因としては、現在それこそあり方について検討している段階ではございますが、ヒアリングの中では各施設にいらっしゃっている町内者であるとか町民であるとか、もしくは町民以外、外からいらっしゃっている方々の割合というのは何となく話は聞いておりますが、これにつきまして正式な数値としてしっかりデータを知りたいということで、今各施設にお願いしているところでございます。

そういった中で言いますと、町民の方の利用がやはり非常に多いというのがまず感想としてございます。これは、減っている理由というのはそこにありまして、人口減少が著しい状況でございますので、そういったことからこのままいけば当然減り続けていくものであろうというふうに考えております。そういったことから、観光振興計画のご質問でもありましたけれども、日帰り観光客の入り込み客数といったものは、日帰り温泉の各施設、公営で10施設ございますけれども、この施設が6割から7割、日帰り温

泉客の人数となっているデータになっております。そういったことから、観光客誘客を図るためには温泉は非常に重要な事業ではありますが、一方で施設について検討していく状況でもございますし、人口減少の折でもございますので、そういったあたりをしっかりと考えながら検討を進めていきたいと思っておりますし、今年度中に方向性も示したいということを伝えているところでございますので、そういった両サイドの考え方をしっかりと持ちながら考えていきたいというふうに考えております。

委員長 深澤重勝君。

7番 決算書の300ページ、各施設を修理、更新工事、さまざましたわけではありますが、例えば丑の湯の屋上改修工事……例えばでなくて実際に砂ゆっこの貯湯槽ですか、更新工事、その下、これはほっとゆだ温泉ポンプ更新、これらの工事をする根拠といたしますか、壊れて使えなくなって更新したわけですか、あるいはちょっと調子が悪いから更新したということでしょうか。これらの根拠を教えてくださいなのですが。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 昨日も同様のお話をさせていただいたわけですが、温泉施設に限らず、当課で修繕を行っている施設はさまざまございます。そういった中で、温泉施設につきましては西和賀町温泉地観光活性化プロジェクト、これは通称でございます。温泉観光施設等の修繕計画というものを平成30年から定めております。これは、ふるさと納税に対応するために地域再生計画として国に示している中身でございます。施設についてはもう全て老朽化の状況でございます。砂ゆっこの貯湯槽につきましてもふたがもう取れていて、何ともならない状況であるとか、そういった外的な状況もございまして更新を図ったということでございます。ただ、一つ一つが壊れたからというのは、それこそ今までの事後の対策の中でやってきていることありまして、こういった個別計画等々を考えて

いく前段階として、観光商工課では温泉開発施設の改修整備事業計画といったものを30年度から短期計画としてやっておりまして、今後は個別計画ができましたら、長期保存計画の中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 調べるのが不足しております、大変申しわけないのですが、30年の修繕計画というのは議会の議決要件か何かでありましたか。ちょっと記憶になかったものですから。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 これは議決案件ではございませんで、今進めておりますのはまち・ひと・しごと創生総合事業の中の、実はこれは地域再生計画といったものを国に認めていただいた上で、交付金事業としてやっているということになります。個々の個人からいただくふるさと納税につきましても、そういった計画の中でいただいております、今回ご寄附をいただいている方の意向といったものが温泉施設について使用していただきたいという意向がございまして、そういった中から国に認めていただけるための計画づくりとして当課が作成したものでございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 今のこの30年の修繕計画と、たまたま終わったことなのですが、温泉プールの計画も計画に従ってやっていたという答弁を聞いて、さまざま計画調べたのですが、我々の目の届かない部分がかかなりあったりで、いつの間にかどういいう計画を立てて、計画に従ってやっていますという答弁をいただくと、あれっと思うのですが、特に今回、おわかりのとおりさまざまな劣化状況調査、各施設でするものですから、これらとは全然関係なく、この修繕計画を別個に立てて、今後修繕は修繕という、そういう感じの関係ですかね。意味わかりますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 温泉の事業につきましては企業版

ふるさと納税の事業でございまして、これは寄附者の意向の中で再生計画というものをつくらせていただいて、こういった事業をさせていただきたいといったことでご寄附をいただいておりますので、そういったことで進めさせていただいた事業でございます。

委員長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで平成30年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで観光商工課への質疑をひとまず終了し、次の町民課の審査に移るため3時50分まで休憩します。

午後 3時42分 休 憩

午後 3時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、町民課の審査を行います。

あらかじめ申し上げます。4時までには町民課の審査が終わらない場合は、審査時間を延長し、終了するまで審査を続けますので、よろしくお願ひします。

町民課が所管する2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、町民課長から事業の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 それでは、平成30年度決算の町民課所管分となります。本日は刈田課長代理と佐々木主査も同席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、町民課の業務として大きく分けますと、1、住民基本台帳、戸籍、国民年金から、ほかの課が所管する各種申請といった窓口業務全般、2つ目、交通安全、防犯、3つ目、庁舎管理、4つ目、ごみ、環境衛生、5つ目、マイナ

ンバー、6つ目、ひかり放送及び告知端末関係機器の維持管理となります。

お配りした町民課関係抜粋の決算書で主な項目について説明いたします。決算附属資料は157ページからになります。よろしく申し上げます。

それでは、歳入からになります。2ページをごらんください。分担金及び負担金、12・2・1・1でございます。I P告知端末設置負担金として105万円となっております。新規に告知端末を設置しようとした場合は、幹線から自宅への光の線を引き込む工事と宅内の配線及び告知端末のI P電話の設置作業が必要となります。町からの発注により工事はN T Tが行いますが、工事後の告知端末の設置とI P電話の設置は町民課の職員が行っております。これらの一部の負担金として1件5万円をいただいております。平成30年度は21件の実績となります。

続いて、13・1・1・1、総務管理費使用料となります。情報通信基盤施設使用料として1,000万2,980円、あとはN T T東日本から入ってくる賃借料となります。平成22、23年度の事業におきまして整備しました町内に張りめぐらせている光伝送路及びI P告知システムから成るひかり放送の環境、N T Tはこのインフラを使用してインターネットのサービスを各家庭に提供しております。町がN T Tへ電気通信事業用として貸し付けて使用料をいただき、N T Tへは逆に委託料を支払って、関連機器及び光回線の保守管理をしていただいております。いわゆるI R U契約を締結しています。委託料については支出の部分で説明いたします。

その下の情報通信基盤施設宅内設備の使用料現年度分666万9,300円と過年度分の32万400円、いわゆる告知端末の使用料となります。現年度分の収納率97.37%、未納額は18万円となります。過年度分の収納率は48.74%、未納額が33万6,900円、合わせた51万6,900円が決算書の収入未済額となります。

続いて、13・1・3・1の保健衛生費使用料、火葬場の使用料等の内訳でございますが、詳細については決算附属資料159ページを後ほどごらんください。

続いて、13・2・1・3、戸籍住民基本台帳手数料、こちらについても取り扱い処理件数等の内訳、詳細については決算附属資料157ページを参照願います。

続いて、清掃費手数料、13・2・2・2でございますが、し尿処理手数料は一般家庭からのくみ取り手数料530万5,798円ですが、本来町が行うべき業務を業者委託しております。同額が委託料として支出してございます。

続いて、4ページをごらんください。14・2・1・2、総務費国庫補助金、これは通知カード、個人番号カード関連事務費交付金として44万3,000円、これは交付事務に対する補助金で、通知カード、マイナンバーカードの再交付の件数から積算されるものです。

その1行下、個人番号システム事業費64万2,000円でございますが、システム改修費に対する10分の10の補助金で、同額が支出されております。改修内容は、住民基本台帳ネットワークシステム、町の住民情報システム、マイナンバーカード等への情報を追加するための機能の追加ということで、追加情報というのは旧姓の表記についての内容でございます。

続いて、14・2・3・1、衛生費国庫補助金、廃棄物処理施設モニタリング事業費58万3,200円でございますが、東日本大震災の後、平成23年度から継続して行っているもので、最終処分場からの放流水の放射線水質検査業務になります。こちらも10分の10の補助金でありまして、委託料として同額の支払いがあります。

続いて、14・3・2・1、社会福祉費委託金、国民年金事務費委託金として444万1,997円は、年金関係の各種申請届け出等の取り扱い件数等によって積算される補助金となります。

6ページをごらんください。20・3・2・1、

社会福祉費貸付金の元利収入、消費者救済資金貸付金元利収入として400万197円がございます。歳出の科目からは、預託金として400万円を北上信用金庫へ毎年預けて、年度末に元利金が収入として戻ってくる流れです。信用生協が運用している事業で、多重債務等の救済を目的とした消費者救済資金貸付制度の資金となっております。詳細については、決算附属資料158ページをごらんいただければと思います。

続いて、最後になります20・4・1・3、雑入になります。東電原発事故損害賠償金81万円とあります。岩手型牧草地再生対策事業の平成25、26年度の町費101万9,001円について、平成28年3月議会の議決を経て、県内実施市町村と一緒に原子力損害賠償紛争解決センターに和解、仲介の申し立てを行ったもので、実施市町村及び県と足並みをそろえて、同センターから提示のあった和解案を受諾することとして専決処分を実施し、平成30年7月5日の臨時議会で行政報告をさせていただいております。その和解金がこの81万円となります。

続いて、歳出の説明に移りたいと思います。歳出の2ページをごらんください。2款の総務管理費は、沢内庁舎、開発総合センターの管理費、IP告知関連機器及び光伝送路の関連機器の管理費、交通安全対策、住民基本台帳関係となります。

まず、2・1・5、財産管理費、修繕料となります。沢内庁舎における修繕料、開発センター一部分になりますが、185万617円の主な内容につきましては、雨漏り修繕が2件、温水ヒーター一部の交換修繕が1件、それからトイレの小便器の排水部の修繕、1階エアダクトの修繕、東側の防風板の修繕、これに公用車の修繕料が34万円ほど含んだものとなっております。

続いて、2・1・5・13、財産管理費委託料になります。各種業務委託料として、例年どおり電気工作物保安業務委託から、4ページにまでわたりますけれども、宿直代行業務の委託料

まで、総額333万3,606円となっております。

同じく4ページ、2・1・6・11、企画費になります。ここからが告知端末の関係の費用となります。修繕料として494万6,400円となっております。これは、各世帯の機器に対する引き込み線の張りかえ、修繕、撤去費用の12件、それとサーバーに係るUPSの交換1件によるものです。

続いて、企画費、委託料、歳入の箇所です。NTTへ委託して関連機器及び光伝送路の保守管理をしてもらっている契約について出ましたけれども、この572万4,000円が関連機器の保守料で、301万2,624円が光回線の保守料金となります。

その下の企画費、使用料及び賃借料になります。光回線は、東北電力の柱はNTT柱、それから管路を借りて、また関連機器についてはNTTの局舎等の施設に置かせてもらっていることから発生する使用料が総額で1,031万2,564円となっているものでございます。

その下の企画費、工事請負費になりますが、道路拡幅工事や電柱、NTT柱などの更新から電柱支障移転により発生する回線張りかえ工事費用となります。30年度は総額で18件で896万1,840円となっているものでございます。また、その下、引き込み線の設置工事になりますが、これも新規設置の場合の個人負担金、冒頭で21件で105万という説明をさせていただきましたが、歳入でありました。この105万円に対する実際にかかっている費用が339万3,360円ということになります。

6ページ、今度下から8ページまでにわたる部分になります。戸籍住民基本台帳の委託料と使用料になります。戸籍と住民基本台帳、住基ネット等、窓口業務に係る関連機器及びシステムの保守料と賃借料になります。

例年どおりの内容となっておりますけれども、ふだんと違う点を申し上げますと、8ページの委託料、住民基本台帳システム改修業務委託料64万2,600円とあります。こちらも歳入で触れ

た一つですが、個人番号システム事業費として10分の10の補助率で、端末の国庫補助の収入があるものでございます。

もう一点は、すぐ下の住民基本台帳ネットワークシステム更新委託料124万8,480円ですが、ことしの2月に5年の更新時期を迎えて機器を更新しております。その費用となります。

7ページからの3款民生費につきましては、消費者行政、人権擁護、更生保護等の社会福祉関係、それから老人福祉センターの管理費、防犯対策費、国民年金に関する科目となります。

10ページをごらんください。中段になりますけれども、3・1・1・21、社会福祉費貸付金、消費者救済資金貸付制度預託金として400万円、こちらも歳入で充当のある元利収入として400万197円の収入に対する支出科目の部分です。同じくこちらも決算附属資料158ページを後ほどごらんください。

それから、12ページをごらんください。防犯対策費、使用料及び賃借料になります。805万2,048円は、決算附属資料の159ページにもありますけれども、平成29年10月から10年間のリースとなっている町内のLEDの防犯灯1,106基及び温泉街の街路灯107基のリース料となります。

説明が前後しますけれども、2つ上に防犯対策費の需用費として光熱水費331万8,421円とあります。これが町で管理している防犯灯及び街路灯、ただいま説明ありましたリースのLED灯の電気料金となります。参考までに、電気料金のランニングコストにつきましては従来の半分まで削減されております。

それから、防犯対策費の備品費になりますが、1行下の備品費に需用費から47万6,000円を流用させていただいております。新任の防犯隊員の5人分の制服代なのですが、性質を考えますと需用費ではなく、本来は備品費であったということから、支払いの際に流用させていただきました。予算化に当たっては、今後この

ようなことがないように精査の上、当たりたいと思っております。

続いて、国民年金事務費の委託料、3・4・1・13でございますが、ここにある3つの委託料については国の制度によるものなので、同額が国庫補助として国民年金事務費の委託金の441万1,997円の中に入った形で交付されております。

続いて、4款衛生費は環境衛生、火葬場、ごみ、し尿関係となります。

14ページをごらんいただきたいと思います。環境衛生費の委託料、金額が大きいところと言いますと、にしわが斎苑の指定管理料として、北上ビルメンに対して火葬場の管理料の支払いがあります。指定管理としては、火葬場は平成27年7月稼働ですので、現在は30年度からの指定管理、令和2年度までになります。2期目の中間年という位置づけになります。

続いて、16ページになります。ごみ処理費の報償費として資源回収団体奨励金39万9,902円、これは各小学校地区PTA、子供会を中心とした資源回収を行っている7団体に対する奨励金となります。回収内容の詳細につきましては、決算附属資料161ページを後ほどご参照いただきたいと思います。

それから、ごみ処理費の委託料として、4・2・2・13ですが、沢内清掃センターに係る各種業務委託料及びごみ収集に係る委託料となります。総額で3,886万8,532円、その中でも一番下の最終処分場等水質分析業務委託料194万4,000円になりますが、ここは2つに分けられることができます。1つが最終処分場を所有している自治体が法令で義務として行う水質検査料として136万800円、もう一つは最終処分場からの放流水の放射能の水質検査業務分として58万3,200円となります。この2つ目は、歳入でも説明しましたけれども、廃棄物処理施設モニタリング事業費58万3,200円として、衛生費国庫補助金に対する同額をここで支出しており

ます。

下のほうになります。4・2・2・19、ごみ処理費の負担金補助及び交付金になります。廃棄物処理を広域で運用している岩手中部広域行政組合に対する負担金となります。

それから一番下、4・2・3・19、し尿処理負担金補助及び交付金ですが、こちらはし尿処理を広域で運用している北上地区広域行政組合に対する分担金となります。

ちょっと前後しますけれども、1つ上の段のし尿処理の委託料になります。歳入で清掃費手数料としてあった収入に対する同額の委託料になります。一般家庭からのくみ取り手数料530万5,798円について、同額が委託料としてこの科目から支出されております。

以上が町民課の所管分の決算状況です。よろしくお願いたします。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 大変丁寧に冒頭の説明を課長にしてくださいました。

私からの質問は1点であります。決算書10ページ、民生費の19節負担金補助及び交付金のところで、予算現額が133万6,000円に対して支出済額が89万4,168円ということで、不用額44万1,832円ということで、予算に対して35%程度の不用額が出ております。この項目、負担金あるいは会費等で、予算編成時は相当正確な数字で予算を積み上げることができる部分ではないかなというふうに思いますが、何か大きな不用額が出た原因というか、そういったものはあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 ただいまの質問について、10ページの不用額44万1,832円について説明させていただきます。

ここ、3・1・1・19の負担金でありますけれども、消費生活相談事務分担金として47万

5,824円の予算額はもともとは91万6,000円でした。差し引きの44万176円の残なので、この分担金としての不用額がこれだけで44万1,832円となるのですけれども、ほぼ消費生活相談業務負担金の分となります。これは、北上市の消費生活センターとして、北上市に事務局があるのですけれども、人口割、相談件数割から経費負担を北上と西和賀で9対1の割合で北上市に支払って運営してもらっている事業なのですけれども、事業には県補助金が充当されています。補助金申請は北上の事務局のほうでやっていたいのでございますけれども、毎年予算要求時には県補助があるかないかというのが、あるのですけれども、なかなか確定していなくて見込みが立たないために、まず満額を用意していると。そして、補助額の決定も年度末になることから、最後に予算の減額ができない事情で毎年不用額が発生しているものでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 火葬場の使用についてお伺いいたします。

附属資料の159ページに管理運営の結果が出ておるのですけれども、この待合室を使用した11件、遺体安置とありますので、恐らく自宅からではなく、亡くなったところから直接火葬場に遺体を安置して、そのまま葬儀までという使用の形態だと思います。今の町の生活の形態を見ていきますとこのような方がふえていくのではないかなと予想されますけれども、今まで運悪くといいますか、重なってしまって使用できないというような場合、広域でほかのところを紹介するとか、そういうことがあるのか、これからもそういう予定といいますか、そういう場合の対処についてお伺いいたします。

委員長 町民課長。

町民課長 ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

火葬場は、現在のところ午前中1件、午後1件をやっているのですけれども、1日に2件あることがめったになくて、ただこの間、夏なの

ですけれども、重なったときがありました。そのときは、火葬場は北上ビルメンさんに指定管理をお願いしているのですけれども、間の時間が短くて、やっぱりちょっと大変だということで、午後の時間を30分後ろのほうにずらした形で運用しております。

なので、今のところ件数は少ないのですけれども、待合室というか、遺体安置のお部屋が使っているのです、お断りするということも年に何回かございます。そのときはしょうがなく了解していただいているのですけれども、葬儀場を使ったり1日に2件あった場合は、やはり厳しいということで、時間をずらして運用させていただいているところですので、遺体安置の部屋は葬儀場も含めまして、火葬場として評判が結構口コミでよくて、毎年ふえているところです。今後はまた重なるときもあろうかと思うのですけれども、ちょっと様子を見ながら、時間をずらしたりして、できるだけ対応できるように対応していきたいなというふうに考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 今お話あった火葬については、確かにその日一日の中でとは思うのですけれども、遺体安置の場合は、場合によって2日になったりとかということがあると思いますので、重なった場合の対処というのは家族の方は非常に困るのではないかなと思いますので、その場合の対処といたしますか、広域のこともこれから考えていかなければいけない時代になっているのではないかなと思います。意見ですけれども。

委員長 町民課長。

町民課長 今のところはお断りすることしかできない状態だったので、ちゃんと今のは意見としてお聞きして、考えていきたいなと思っております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 お伺いします。

防犯対策費の中の件ですけれども、防犯隊の制服が47万6,000円ほど支出されているわけで

すけれども、これは隊員が何名であるのか。それから、この隊員の報酬が見られないけれども、どこかに含まれているのか、ちょっと確認したいのですけれども。

委員長 町民課長。

町民課長 ただいまの質問でございますけれども、歳出10ページの部分になろうかと思うのですけれども、8の報償費として防犯隊活動に対するこの部分でございますか。それとあと、制服代ということだったのですけれども、これは5名分になります。

防犯隊の個人に対して一人一人に報酬というのはないです。

委員長 北村嗣雄君。

2番 報償費1万8,000円はありますが、例えば交通指導員みたいに年額みたいな報酬は出してはいないわけですか。

委員長 町民課長。

町民課長 防犯隊には防犯協会に対しまして、19節の補助金として出しております。協会の中で出勤手当だったりというのを各個人に出しているという形です。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで町民課への質疑をひとまず終了し、本日の日程を終了いたします。

あす13日は午前9時30分より健康福祉課から順に審査を行いますので、よろしくお願いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 4時18分 散 会